

2023年度定時総会 議案書

第1号議案	2022年度事業報告	P. 1
第2号議案	2022年度決算報告	P. 37
第3号議案	「定款」改正	P. 58
第4号議案	「会費等規則」改正	P. 64

2023年6月15日



公益社団法人全国有料老人ホーム協会

2022 年度 事業報告

1. 決議事項

2022 年度事業報告（別紙のとおり）について、定款第 45 条第 2 項の規定に基づき総会の承認を求めるもの。

2. 関連規定（定款）

（事業報告及び決算）

第 45 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 7 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席する総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により承認を得るものとする。

以上

2022 年度
事業報告書（案）

2022 年 4 月 1 日から

2023 年 3 月31日まで

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

【2022 年度総括】

2022 年度は、コロナ禍の継続と物価高の 2 つが高齢者住まい業界に大きな影響を与えました。

コロナ感染症は、夏の第 7 波と、今年に入ってから第 8 波と、介護の現場では感染への警戒を解くことができない状況が続きました。

また、円安等の影響で 41 年振りの物価上昇率が記録され、ガス・電気料金、食品価格、ガソリン価格の高騰は、いずれも介護事業の運営に大きな影響を及ぼしました。

これらを受け、国や行政に対し、コロナ対策や物価高騰対策に関わる様々な提言や要望を、他団体とも共同して発した 1 年でした。

さらに、他業界では、30 年ぶりとなる高水準の賃上げが報じられていますが、介護事業は国で定める公定価格（介護報酬）により経営するため、その改定を待たなければ、賃金は上げられない状況にあります。

今後も必要に応じて国や行政へ働きかけてまいります。

さて、2022 年度の本協会の事業は、2021 年度に引き続きコロナ感染症対策を優先して実施いたしました。「講座・セミナー」においては、そのほとんどをリモート形式で開催し、必要となるオンラインコンテンツの制作に注力しました。

事業の詳細は後記報告のとおりですが、ここでは特記事項として、次の 2 点について述べさせていただきます。

一つは、入居者生活保証制度の安定性、持続可能性を図るため、次の点について検討を進めてきたことです。①2020 年制度を中心に将来リスクの洗い出しと、それに対応し得る協会保有資産額の検証、②制度加入法人の負担軽減を見据えた拠出金額の見直しです。

検討の結果、本協会が保有する資産は、将来リスクをカバーできていることが確認でき、かつ拠出金の減額に踏み切ることができました。

二つ目は、会員の地域活動支援についてです。現在、本協会の会員が自主的に組織する地域連絡協議会は 7 つありますが、コロナの影響により、この 3 年間は全ての地域で活動が停滞していました。そこで、地域連絡協議会の活動を再開すべく、事務局職員が各地域連絡協議会の支援担当となり、研修会の開催やイベント実行のサポートをさせていただきました。

感染症の蔓延や、自然災害の発生時に、会員同士が連携して協力できる枠組みがあることは、入居者保護の観点からも重要です。日常的に情報交換できる場として、できるだけ多くの会員に、地域連絡協議会の活動に参加していただけるよう、来期以降も支援体制を継続いたします。

その他、高齢者住まい事業者団体連合会の活動では、高齢者向け住まい紹介事業の公平公正な運営に向けて、紹介事業者届出公表制度を継続し、新規に 88 社の届出を受け、合計届出法人数が 353 社となりました。関連して、同事業者の相談の質向上の観点から、2021 年度に老健事業を通じて作成した e ラーニングを 2 回開講しました。次年度以降も高齢者向け住まい紹介事業者への周知を積極的に行ってまいります。

最後に、2022 年度は本協会の WEB サイトを全面リニューアルいたしました。会員及び消費者に対してさらに有益な情報提供コンテンツとなるよう、今後も改良を重ねてまいりますので、お気づきの点等ございましたら、ご意見いただけると幸いです。

I. 法人の概況

1. 設立年月日

1982 年（昭和 57 年）2 月 8 日

2. 定款に定める目的

本協会は、日本全国における有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居者の保護と提供サービスの質の向上を図り、各種高齢者住まい事業を含む事業の健全な発展に努め、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

3. 定款に定める事業内容

本協会は、上記（定款に定める）目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- （１）入居者生活保証制度等、入居者の保護に関する事業
- （２）事業の健全な発展及び質的向上等に関する事業
- （３）その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

4. 所管官庁に関する事項

内閣府
厚生労働省老健局

5. 会員等の状況 ※詳細は附属明細書参照（2023 年 3 月 31 日現在）

（１）正会員・開設前会員・準会員数 (法人)

期 首	入 会	退 会	期 末	増 減
431	11	20	422	▲9

【会員区分の期末内訳】 正会員（420）開設前会員（0）準会員（2）

（２）登録ホーム数 (ホーム)

期 首	新規登録	抹 消	期 末	増 減
909	35	36	908	▲1

（３）賛同会員数 (法人)

期 首	新規登録	退 会	期 末	増 減
60	12	12	60	0

6. 主たる事務所の状況

事務所所在地：東京都中央区日本橋 3-5-14 アイ・アンド・イー日本橋ビル 7 階

7. 役員等に関する事項（2023年3月31日現在）

役 職	氏 名	勤務状況	所属（役職等）
理事長	中澤 俊勝	非常勤	元 スミリンフィルケア株式会社 代表取締役
副理事長	塚本 友紀	非常勤	株式会社フロンティアの介護 代表取締役
副理事長	千葉 肇	非常勤	信和法律事務所（弁護士）
専務理事	吉岡 莊太郎	常 勤	公益社団法人全国有料老人ホーム協会 専務理事
理 事	生駒 久美子	非常勤	株式会社生駒コーポレーション 代表取締役
〃	井守 明央	非常勤	元 独立行政法人国民生活センター 理事
〃	奥谷 直澄	非常勤	株式会社太平洋シルバーサービス 代表取締役
〃	古後 彰史	非常勤	JR 九州シニアライフサポート株式会社 代表取締役
〃	小松 徹人	非常勤	さっぽろ高齢者福祉生活協同組合 代表理事
〃	志賀 公平	非常勤	株式会社福寿会 代表取締役
〃	白澤 政和	非常勤	国際医療福祉大学大学院 教授
〃	高橋 紘士	非常勤	東京通信大学 人間福祉学部 名誉教授
〃	田島 誠一	非常勤	特定非営利活動法人東京YWCA ヒューマンサービスサポートセンター 理事長
〃	野本 久	非常勤	株式会社長谷工シニアウエルデザイン 代表取締役社長
〃	樋口 壽樹	非常勤	ことぶき企画合同会社 代表
〃	平川 健二	非常勤	社会福祉法人聖隷福祉事業団 理事
〃	平野 裕之	非常勤	慶応義塾大学大学院 法務研究科 教授
〃	山根 香織	非常勤	主婦連合会 常任幹事
〃	山本 晃弘	非常勤	H I T O W A ケアサービス株式会社 執行役員
〃	吉田 肇	非常勤	株式会社マザアス 代表取締役
監 事	土田 恵一	非常勤	土田公認会計士事務所（公認会計士・税理士）
〃	平尾 雅司	非常勤	株式会社シード・プランニング 執行役員

8. 職員に関する事項（2023年3月31日現在）

（名）

職員数	（内、契約職員）	前期比増減
15	(4)	▲1

9. 許認可等

なし

Ⅱ．事業の状況

1．相談事業

【概 要】

消費者からの入居相談や苦情相談、事業者からの設立相談については、それぞれ電話、面談、ファクシミリ等で日常的に対応している。

2022 年度は下表の通り、2021 年度と比較して、入居に関する相談は 41 件の減少、苦情相談は 220 件増加した。2021 年度に比べて対応日数を増やしたこと（週 3 日を、5 日に変更）、さらに、新たにニュースキャストを利用したメディア向け記事を定期的に配信したことにより、ネットニュース等を通じて本協会の苦情相談窓口が広く周知されたものと思われる。

苦情相談の対応結果については、事業者や消費者の参考にしていただくよう、相談事例に苦情対応委員会のコメントを付して、ホームページで公表した。

また、苦情対応委員会の下で、苦情対応セミナーの開催、さらに、フリーダイヤルでの集中電話相談会（有料老人ホームなんでも相談会）を開催し、3 日間で延べ 94 件（2021 年度より 13 件増加）の相談に対応した。

なお、事業者からの設立相談は 29 件で、内、5 件に入会いただいた。

（１）入居相談

専門の相談員を 1 名/日（要員 2 名）配置し、平日 5 日（10 時～17 時）電話・面談・FAX・ホームページで相談を受け付けた。2021 年度と比較して、新型コロナウイルスの感染者数減少に伴い面談（来訪）による相談は増加したが、電話・文書（FAX・ホームページ）による相談は減少した。

	入居相談（件）	
	2022 年度	2021 年度
来訪	37	24
電話・文書	640	694

（２）苦情相談

専門の相談員を 1 名/日（要員 2 名）配置し、平日 5 日（10 時～17 時）電話・面談・FAX・ホームページで相談を受け付けた。苦情相談においては面談（来訪）、電話・文書（FAX・ホームページ）いずれの相談も増加した。

	苦情相談（件）	
	2022 年度	2021 年度
来訪	5	1
電話・文書	628	412

①苦情対応委員会

■委員会の下で「苦情対応セミナー」を実施した。

実施方法	実施日	参加 (名)
オンライン	5 月 25 日	61

■「有料老人ホームなんでも相談」を実施した。

実施方法	実施日	相談件数	(件)	
			苦情	入居
電話相談会	10 月 4 日～6 日	94	23	71

■苦情対応事例の公表内容を精査して、17 事例を公表した。

■カスタマーハラスメントの増加等、苦情の性質が変化してきているため、今後の本協会の苦情対応方針について議論し、「委員会運営細則」の改正案を検討した。

【委員会】6 月 22 日、12 月 1 日、2 月 8 日〔計 3 回〕

(3) 設立相談

	2022 年度 (件)	2021 年度 (件)
相談件数	29	17
(内、入会件数)	(5)	(2)

2. 入居者生活保証制度

【概 要】

2020 年 10 月の新制度への移行から 1 年半が経過。

それまでの、損害賠償債務保証から前払金返還債務保証へ制度改正（「全員退去要件」の撤廃）したことにより、保証履行件数の増加が想定されたが、2022 年度は新規の保証事由（事業者の法的破綻）の発生はなかった。

但し、業界内での倒産件数は増加、保証事由の発生・保証発動リスクは高まっており、今後の新制度下における制度の安定性・持続可能性を確保するために、運営委員会において、新制度移行後の課題に対する具体的な解決策の検討を重ねた。

(1) 与信管理

例年通り、保証制度加入会員から每期決算書の提出を受け、決算分析を実施して、財務状況の変化を把握した。（決算書受領事業者数：314 事業者）。

また、帝国データバンクから倒産予測値・評点等の信用情報の他、定性的な情報も得ることで、決算書には表れない状況の把握にも努めた。

(2) 再建手続き等の支援

業界内で M & A が活発に行われていることから、入居者保護の観点で、事業承継相談等に備えるため、会員の M & A に関係する情報を整備した。

事業譲渡意向がある会員へ必要な情報提供や他事業者を紹介できる体制を構築するため、2022 年度から 2023 年度にかけて準備を進める。

(3) 制度の運営

①入居者生活保証制度加入審査委員会

2022 年度は加入審査委員会を 7 回開催し、8 件の新規加入審査、9 件の追加ホーム登録審査、8 件の経営状況審査を実施した。全 25 件の審査のうち半数が M & A に関連した審査であり、経常的に M & A が行われていることが分かる。

【委員会】4 月 7 日、6 月 2 日、8 月 1 日、10 月 3 日、11 月 28 日、2 月 6 日、3 月 2 日〔計 7 回〕

②入居者生活保証制度運営委員会

新制度の施行により、それまでの損害賠償債務保証から前払金返還債務保証へ制度改正したため、保証発動リスクが高まった。

このことを受け、2022 年度の運営委員会では、制度の持続安定性を確保する観点から、制度のリスクを洗い出し、そのリスクに対して十分な資産を保有しているかの検証を行った。

また、保有すべき資産の検証結果において、拠出金テーブルの改定が可能と判断し、拠出金テーブルを見直した。

上記一連の検討の過程で、資産・負債の見積り方法も見直した。

【委員会】7 月 4 日、9 月 29 日、12 月 16 日、2 月 15 日〔計 4 回〕

③資産運用委員会

本協会が保有する資産の 2022 年度の運用方針について、資産運用委員会で検討した。

資産運用の基本原則である、第一に安全性、第二に流動性（換金性）、第三に収益性の基準に従い、2021 年度と同様の方針で運用することとした。

【委員会】5 月 27 日〔計 1 回〕

④事務フローの最適化

保証制度利用事業者からの契約終了通知のペーパーレス化実現に向け、入居者生活保証制度 Web システム及び管理システムについて、3 月に改修を完了させた。4 月以降に Web マニュアルを変更のうえ会員に手続変更を周知し、5 月中を目途に本稼働させる予定。

(4) 保証発動に至ったホームの入居者保護

2021 年に民事再生手続申立がなされ、保証発動となった元会員、株式会社アセットが運営するホームの入居者（退去済）3 名に対し、前払金返還債務保証を履行した（保証履行金額：3.3 百万円）。

(5) 2022 年度入居者生活保証制度加入状況（2023 年 3 月 31 日現在）

①加入法人数

（法人）

期 首	入 会	退 会	期 末	増 減
322	6	9	319	▲3

②登録ホーム数

(ホーム)

期 首	新規登録	抹 消	期 末	増 減
717	9	8	718	1

③加入者数

(名)

期 首	新規加入	終 了	期 末	増 減
34,907	3,456	4,089	34,274	▲633

④加入者延べ人数

99,117 名

3. 入居者生活支援制度

【概 要】

本制度は、会員が運営する有料老人ホーム等に倒産又は天災等の事態が発生し、入居者に対するサービス提供が著しく困難な状況となった場合に、本協会より人的応援及び必要な物資又はサービスの提供等を行うことにより、入居者を保護する目的で運営している。

2022年度は、9月に発生した台風15号の影響により事業に支障が生じた静岡県の会員に対し、制度を発動した。

台風15号の影響で、会員ホームを含む地域一帯が断水。生活用水の運搬に用いるポリタンク提供の緊急要請を受け、20ℓ缶×数量20を購入の上、ホームへ発送した。

4. 講座・セミナー・育成事業

【概 要】

「講座・セミナー・育成事業」は、有料老人ホームに関する客観的かつ包括的な情報を一般消費者へ提供して、入居検討者の適切なホーム選択に資することと、有料老人ホームの職員向け研修の実施や、事業運営上に必要な情報を多様な形で提供することにより、事業者のホーム運営を支援することを目的としている。

一般消費者向けセミナーへの講師派遣は、コロナの感染状況が落ち着いたことにより、依頼件数が2021年度より9件増えた。

施設長研修はオンラインでの開催としたが、地方自治体にも開催案内のご協力をいただき、受講者数は2021年度から前期後期合わせて68名の増加となった。

会員の地域活動を支援するため、各地域連絡協議会の本協会事務局担当者を選任し、コロナ禍で停滞していた地域活動の再開を支援した。

(1) 一般消費者向けセミナーへの講師派遣

全国の地方自治体や消費生活センターに対し、それぞれの地域で開催される一般消費者向け講座へ講師を派遣している。コロナの感染状況が落ち着きを見せる中、2022年度は集合形

式での開催が2021年度との比較で増加した。

要望いただく講義内容は、消費者に向けたホーム選択の基礎知識が中心であるが、その中で本協会と会員ホームの安心・安全に向けた取り組みも含めて紹介し、広報の一環としても取り組んだ。

(名)

実施日	主催	テーマ／講師	参加
4月27日	江東区消費者センター	高齢者向け住宅の基礎知識と賢い選び方	16
5月24日	昭和女子大学 人間社会学部	初等教育学科必修科目「介護等体験」における講義	25
6月13日	台東区くらしの相談課	高齢者向けの住まいの種類と基礎知識 ～自分に合った住まいの選び方～	21
8月24日	三重県環境生活部くらし・交通安全課消費生活センター班	入居希望者や入居者からの苦情や相談を中心に 有料老人ホームの現状と問題について	18
9月10日	公益財団法人 新宿未来創造財団	介護保険と高齢者向け住まいの基礎知識	28
9月26日 *オンライン	栃木県消費生活センター	消費者トラブルを中心とした有料老人ホームの現状と課題	10
10月2日	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	消費者問題スペシャリストレベルアップセミナー	60
10月26日	加西市ふるさと創造部 ふるさと創造課	高齢者向け住まいの種類と消費者トラブルに 合わないための選び方	4
11月10日	武蔵野市 消費生活センター	在宅で生活が難しくなったら ～施設の種類の選び方～	59
12月19日	東京都北区浮間 地域包括支援センター	高齢者向け住まいの種類と選び方のポイント	13
12月20日 *オンライン	松戸市消費生活センター	消費者トラブルを中心とした有料老人ホームの現状と課題	6
1月24日	市川中央老壮塾	高齢者向け住まいの種類と選び方のポイント	25
2月9日	生駒市消費生活センター	高齢者向けの住まいの種類と基礎知識 ～自分に合った住まいの選び方～	8
2月21日	荒川区消費生活センター	失敗しない！自分に合った老後の住まい探し	33

(2) 事業者向け研修

①職員研修事業

(i) ホーム新入職員研修（本協会会員向け）※動画配信

職員の新規採用後の基本的な研修の実施が難しいという会員の声から、新入職員向けの研修を企画し、実施した。

有料老人ホーム職員としての基礎的な知識を身につけていただくことを目的として、介護現場で働く上での心構えや高齢者の特性を学んでいただくカリキュラムで構成した。

いつでも視聴可能なオンデマンド配信とした。

■カリキュラム

動画配信日	テーマ／講師	視聴回数
2022 年 6 月～	「有料老人ホームの理解」 特定非営利活動法人東京YWCAヒューマンサービスサポ ートセンター 理事長 田島誠一 氏	480
	「高齢者施設におけるコミュニケーション」 株式会社太平洋シルバーサービス シルバーシティ武蔵境 園長 森 誘一郎 氏	302
	「高齢者の特性の理解」 日本社会事業大学専門職大学院 福祉マネジメント研究科 教授 鶴岡浩樹 氏	276

(ii) 施設長研修

確かな人間観、福祉観をもって、効率的・民主的にホームを管理できる施設長を養成することを目的に、毎年継続して施設長研修を実施している。

入居者の安心・安全を守り、多岐にわたる法制度の知識を身に付け、入居者に良質なサービスを提供するための組織マネジメント力を学んでいただくカリキュラムで構成している。

2023 年度の全課程修了者数は 150 名であり、延べでは 544 名となった。

■実施日等

〔前期日程〕

開催地	実施日	会場	参加 (名)
オンライン	7 月 20 日～21 日	ZOOM ミーティング	108 (会員：41、一般：67)
オンライン	10 月 25 日～27 日	ZOOM ミーティング	93 (会員：26、一般：67)

〔後期日程〕

実施形式	実施日	会場	参加 (名)
オンライン	11 月 14 日～16 日	ZOOM ミーティング	83 (会員：31、一般：52)
オンライン	12 月 5 日～7 日	ZOOM ミーティング	86 (会員：35、一般：51)

■カリキュラム等

〔前期日程〕

	テーマ／講師
第 1 講	「有料老人ホームの法令・制度上の位置づけと事業特性の理解」 厚生労働省老健局高齢者支援課長 須藤明彦 氏
第 2 講	「有料老人ホーム総論」 公益社団法人全国有料老人ホーム協会 理事長 中澤俊勝 氏
第 3 講	「入居者の人権保護、尊厳確保とコミュニケーション力向上 I」 特定非営利活動法人東京YWCAヒューマンサービスサポートセンター 理事長 田島誠一 氏

第4講	「入居者の人権保護、尊厳確保とコミュニケーション力向上Ⅱ」（グループワーク） 特定非営利活動法人東京YWCAヒューマンサービスサポートセンター 理事長 田島誠一 氏
第5講	「入居者のニーズ把握とサービスの質向上」 社会福祉法人聖隷福祉事業団 高齢者公益事業部 運営管理部 執行役員 部長 村井康隆 氏
第6講	「高齢者の身体特性の理解」 日本社会事業大学専門職大学院 福祉マネジメント研究科 教授 鶴岡浩樹 氏
第7講	「施設業務と管理者の役割理解」 株式会社太平洋シルバーサービス シルバーシティ武蔵境 園長 森 誘一郎 氏
第8講	「業務の標準化と個別化」 天晴れ介護サービス総合教育研究所株式会社 代表取締役 榊原宏昌 氏
第9講	「認知症の症状の理解と対応方法」 川崎幸クリニック 院長 杉山孝博 氏

〔後期日程〕

	テーマ／講師
第10講	「入居契約の理解」 本協会事務局
第11講	「施設運営リスクの理解」 一般財団法人長寿会 理事長 加藤伸一 氏
第12講	「苦情解決への取り組み」 株式会社話し方教育センター 代表取締役 千名友貴 氏
第13講	「有料老人ホーム自然災害 BCP について」 PwCコンサルティング合同会社 公共事業部 シニアマネージャー 安田純子 氏
第14講	「職員トラブルへの対応」 株式会社マザアス 代表取締役 吉田 肇 氏
第15講	「職員意識の理解と人材管理Ⅰ」 一般社団法人リエゾン地域福祉研究所 代表理事 丸山法子 氏
第16講	「職員意識の理解と人材管理Ⅱ（グループワーク）」 一般社団法人リエゾン地域福祉研究所 代表理事 丸山法子 氏
第17講	「入居者虐待・身体拘束廃止への取り組み」 日本福祉大学 福祉経営学部 医療・福祉マネジメント学科 教授 綿 祐二 氏
第18講	「セルフ・マネジメント」 株式会社IDO 代表取締役 井戸和宏 氏

(iii) 施設長フォローアップ研修（本協会会員向け）

施設長研修の全課程修了者を受講対象としているフォローアップ研修。

管理者の立場での業務改善方法を学び、自ホームの業務改善に役立てていただく内容で実施した。

実施日	テーマ／講師	参加（名）
1月20日 *オンライン	「施設長のための業務改善マネジメント研修」 株式会社長谷工シニアウェルデザイン ブランシエールケア西千葉 事業所長 勝又由人 氏	20

(iv) 事例発表研修

事例発表は、互いのホームの取り組みを知ることによって、自ホームのケアの内容のレベルアップや業務改善、職員のモチベーションの向上につなげることを目的として実施している。

2022年度は東日本、西日本共に発表は動画配信とし、本協会ホームページで公開した。

西日本事例発表研修会	発表事例数：8事例（本協会会員限定ページで公開）
東日本事例研究オンライン発表会	発表事例数：18事例（一般ページで公開） 審査を行い、最優秀事例1事例、優秀事例2事例を決定し、審査結果を11月11日（介護の日）に報道機関にリリースした（19社のWebサイトに掲載）。 輝・友の会会員向け情報誌「輝ニュース」に最優秀・優秀事例3ホームの事例等を掲載した。

②職員研修委員会

- 検討内容
 - ・2022年度実施研修と実施要領の検討
 - ・施設長任用資格制度の検討
 - ・施設長研修受講者レポートの確認と修了証交付者の決定

【委員会】6月30日、7月25日、9月9日、12月12日、2月14日〔計5回〕

(3) 事業者支援事業

①サービス第三者評価

2022年度の実施件数は29件（介護付24件、住宅型5件）。評価結果は本協会ホームページの消費者向けサイトで公表した（住宅型は任意による公表）。

評価結果では、評価機関の所見として、実施件数の優れた取り組みがピックアップされている。2022年度から、サービス第三者評価を受審したホームに、ホームでの優れた取り組み内容についてインタビューし、その記事を消費者向けサイトで公表することにより、会員のサービス品質の向上に対する取り組みを消費者に情報提供した。

②人材確保支援セミナー（外国人編）

外国人材の活用については、これまでも制度説明や支援機関の紹介をしてきたが、2022年度は、技能実習制度の優良な管理団体や、特定技能制度の大手登録機関から支援を受けて、実際に人材を受け入れている会員の取り組みを紹介するセミナーをオンラインで開催した。

実施日	テーマ	参加
第1回 6月9日	専門企業からサポートをうけつつ外国人材活用を実施している介護事業者から、実際の事例を紹介いただいた。	66 7アカウント

実施日	テーマ	参加
第 2 回 11 月 29 日	外国人材活用に至った経緯および実際の事例を紹介いただき、外国の現地教育機関と中継を行い、研修中の学生の雰囲気を感じていただくよう試みた。	44 アカウント

③「有老協・有料老人ホームあんしん宣言」の普及

2020 年度の厚生労働省補助金事業で策定した「有老協・有料老人ホームあんしん宣言」の普及・啓発に取り組んだ。本宣言は、消費者の適切なホーム選択に資するため、また入居者保護に取り組む事業者の意思表示として全 6 項目を宣言するもので、公表申込書を提出していただいた会員ホームを本協会ホームページで公表した。

2022 年度の公表申込書提出ホーム数は 50 ホーム、合計 227 ホームの公表となった。

また、本宣言を消費者へ周知するため、「登録ホームリスト（冊子）」の中で公表申込書を提出したホームにマークを付け、あんしん宣言をしているホームを明解にした。

④ウェブサイトその他のツールによる情報提供

事業者、地方自治体等に対し、ホームページ、メール、情報紙、メールマガジン等を活用して、有料老人ホームに関する法令制度や業務上の必要知識に関する最新の情報提供を行った。

(i) 協会通信、メールマガジン

会員、地方自治体向けに「協会通信」を毎月発行し、行政の最新動向、介護現場のマネジメントに関する連載記事、介護事故の裁判事例とその解説、賛同会員の紹介等について情報提供した。また、会員・地方自治体のアドレス登録者(約 1,140 件)へメールマガジンを毎月配信して、「協会通信」とは別に情報提供した。

(ii) 「有老協 YouTube 公式チャンネル」による情報発信

有料老人ホームの経営に役立つコンテンツとして、以下 2 回、YouTube でオンデマンド配信により情報提供した。

実施日	テーマ／講師	視聴回数
2022 年 10 月～	「有料老人ホームにおける腰痛予防等について～腰痛予防普及事業のご紹介～」 日本理学療法士協会 常務理事 佐々木嘉光 氏	116
2023 年 3 月～	「高齢者の皆様が抱えがちな諸問題と司法書士の果たす役割」 日本司法書士会連合会 日司連市民の権利擁護推進室 高齢者の権利擁護部会室委員 小副川哲二 氏	926

(iii) 有老協いまこれ！セミナー

以下 2 回、オンラインで開催した。

実施日	テーマ／講師	参加（名）
5 月 10 日	「指導監督業務の効率化について」 2021 年度の補助金事業「有料老人ホームの適正化に関する調査研究」で策定した自治体に提出する届出文書の軽減内容や、	55

	ホーム事業計画等の標準様式について、地方自治体の有料老人ホーム指導監督担当者を対象に、解説セミナーを開催した。 (i) 行政説明 厚生労働省老健局高齢者支援課 (ii) ホーム届出文書削減策等 本協会事務局 (iii) 財務関係資料 (経営状況報告シート、ホーム事業計画書様式) 本協会事務局	
2月17日	「有料老人ホームにおけるサイバー攻撃対策セミナー」 インターネットを介した個人情報流出を防ぐため、サイバー攻撃のリスクと対策、発生時の対応などについて解説するセミナーを開催した。 氷川通商株式会社 代表取締役 矢吹きしお 氏 株式会社ディアイティ 川端健司 氏 株式会社ノーザンライツ 代表取締役 (氷川通商株式会社 福祉教育担当顧問) 池江俊博 氏	53

⑤会員地域活動の支援

(i) 地域連絡協議会全国幹事長会議（オンライン）の開催

10月11日に、全国7地域連絡協議会の幹事長が出席し、以下について情報共有、意見交換を行った。

- 連絡協議会の活動状況、運営上の課題
- 連絡協議会全入制の導入について
- 災害時連携体制の構築について

(ii) 地域連絡協議会の活動支援

a) 北海道連絡協議会

12月23日の臨時総会開催、3月30日の通常総会開催を支援した。

臨時総会では、本協会会員の全入制とすることが決議され、会則の改正も行われた。

また、通常総会では、2023年度事業計画について承認された。

b) 東北連絡協議会研修

2024年BCP（業務継続計画）策定の義務化に伴い、有老協が策定している「自然災害BCPモデル」を用いて、現場でどのようにBCPを策定していけばよいかを具体的に学ぶ研修の開催を支援した。

実施日	テーマ／講師	参加（名）
2月10日	「自然災害BCP策定オンライン研修」 本協会事務局	24 (内、自治体4)

c) 東京都連絡協議会

コロナ後、初めてとなる集合形式での消費者向けセミナーを開催することが決定され、その開催に協力した。10月6日に開催され、東京都連絡協議会から10ホームが出展した。

また、事業者の共通課題である離職率を下げるための研修実施について支援した。

実施日	テーマ／講師	参加（名）
2月8日	「離職率低下への取り組み研修」（オンライン開催） 株式会社 I D O 代表取締役 井戸和宏 氏	56

d) 中部連絡協議会

下記の通り研修（4回）とオーナー会議（1回）の開催を支援した。

■研修

実施日	テーマ／講師	参加（名）
5月18日	「自然災害 BCP の作り方」 本協会事務局	40 (内、自治体6)
8月25日	「外国人材活用の事例」 介護施設協同組合（のぞみグループ） 代表理事 甘利庸子 氏 「適切に監理団体を選ぶためのポイントやその段取り、受け入れ準備等について」 エフビー介護サービス株式会社 取締役副社長 柳澤美穂 氏 海外人材開発課課長 臼田隆洋 氏	20 (内、自治体1)
12月19日	「いま求められる LIFE/科学的介護の意義とは～ホームにおける LIFE の活用方法を考える～」 株式会社ビーブリッド 代表取締役 竹下康平 氏	33 (内、中部連 19)
3月3日	「立入検査事務について」 名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 指導係長 法月 傑 氏 「指導監督への対応について」 本協会事務局	35 (内、自治体 7)

■オーナー会議

実施日	テーマ／講師	参加（名）
12月20日	中部連絡協議会を構成する 51 法人の内、8 社 11 名の法人代表者や役職員が本協会事務局に参集し、意見交換を行った。なお、主な意見交換の内容は以下のとおり。 ・本連絡協議会の今後の活動について ・現状ホーム運営にあたって困難と感じていること ・その他、オーナー会議の場で情報共有したいこと なお、本オーナー会議の中で、本協会事務局が「トラブル回避のための入居契約書・重要事項説明書のあり方」について講義した。	11

e) 近畿連絡協議会

コロナ禍で3年間活動が停滞していたが、2022年度は、毎月の幹事会の開催（オンライン）をはじめ、連絡協議会の活動再開を支援した結果、運営意見交換会と、研修会が開催された。運営意見交換会は、12月16日にオンラインで開催され、19ホーム22名が参加した。また、研修会は、講師選定に協力し、以下のとおり開催された。

実施日	テーマ／講師	参加（名）
2月22日	「接遇～コロナ禍で求められるコミュニケーション～」 合同会社エデュウス藤田 代表 藤田素子 氏	100

f) 九州連絡協議会研修

カスタマーハラスメントを受けた被害者（職員）のメンタル面のフォロー、上長等が取るべき行動、対応記録の取り方等、第三者窓口機関であるIDOの実績やデータをもとに、カスタマーハラスメント研修の開催を支援した。

実施日	テーマ／講師	参加（名）
2月20日	「カスタマーハラスメント研修」 株式会社IDO 代表取締役 井戸和宏 氏	33 (12法人)

なお、千葉県連絡協議会は、2022年度もコロナ禍を理由に活動を休止された。

5. 調査研究

【概 要】

2021年度に引き続き、「高齢消費者と住まいに関する調査研究事業」を、一般社団法人高齢者住宅協会と共同で実施した。同調査研究委員会を設置して、消費者の意識調査を実施。「団塊世代」の早めの住み替え先として、「有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅」に今後求められる機能等について、幅広く検討を行い、検討結果を社会提言として取りまとめた。

委員会へは、厚生労働省と国土交通省にもオブザーバーとして参画いただいた。

〔主な検討内容〕

- 高齢者を対象に「高齢期の住まいに関するアンケート」を実施し、約2,200名から回答を得た。
- 調査結果から、特に団塊世代特有の人生観や価値観、将来不安等を把握し、元気なうちに住み替えるための有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅には、どのような機能が求められるのかについて検討した。
- 2年間にわたる調査研究結果を、社会提言として取りまとめた。これを2023年度、プレスリリース等を行い、需要・供給の促進につなげていくこととした。

【委員会】7月7日、8月10日、9月15日、11月9日、1月25日、2月21日〔計6回〕

6. 啓発事業

【概 要】

啓発事業は、有料老人ホーム等に関する知識を一般消費者等に提供する事業である。また、その情報提供を通じて、「入居者保護と事業の質の向上」に取り組む本協会の事業と、本協会活動に参画する会員を周知するための広報を目的としている。

(1) 「輝・友の会」の運営

年2回、情報誌「輝・ニュース（冊子）」と「登録ホームリスト（冊子）」を発行し、会員登録ホームや賛同会員のイベント案内についても情報提供した。Web 会員へは、さらに月1回メールマガジンを配信した。

また、本協会会員から友の会会員へダイレクトメールを送付して、会員ホームの情報を提供した。

2021年度は簡易リーフレット「知って納得！有料老人ホーム選び方マニュアル」が新聞のパブリシティ記事に掲載された効果で781名の会員増となったが、2022年度は反動で428名減少した。

① 「輝・友の会」会員数 (名)

期 首	入 会	退 会	期 末	増 減
8,583	190	618	8,155	▲428

② 「輝ニュース」の概要

号 数	発行部数	特集内容
No. 127 (9月発行)	11,000部	元気に過ごすために… ～口腔ケアは思ったよりも重要です！～
No. 128 (3月発行)	12,000部	人生100年時代 終活を考える！

(2) ウェブサイトその他のツールによる啓発

多くの消費者に知らせるためのツールとして、マスコミのメディアリストへの配信が可能であるニュース発信用のプラットフォーム「ニュースキャスト」を活用し、本協会の事業や消費者向け相談窓口の紹介、「輝・友の会」の案内、本協会消費者向けサイトなどについて広報した。また、配信したニュースを、ツイッターを活用してプロモーションした。

(3) シルバー川柳

本協会広報の一環として、第22回シルバー川柳を公募し、本協会の選考会で入選20作品を決定し、9月6日に公表した。応募作品数は14,639件。

(4) その他（関係機関との連携）

本協会の相談事業を広報する目的で、相談窓口の案内リーフレット「有料老人ホームに関する相談窓口ー住まい探しのお手伝いー」を作成し、全国の地方自治体や消費生活センター、地域包括支援センターの窓口で配布していただくため、合計5,500部を送付した。

7. 提言等

【概 要】

行政連携として例年受託している講師派遣については、各地方自治体ともにコロナ禍で集合開催を行えていなかったが、動画配信等により受託件数が増えた。

提言等については、主として物価等高騰への公的支援に関する要望を行った。

(1) 行政連携

①事業者集団指導への講師派遣

新型コロナウイルスの影響で、地方自治体が実施する事業者集団指導は概ね中止されたが、一部の地方自治体から動画配信。ウェビナーでの講演依頼があり対応した。

自治体名	テーマ
寝屋川市	(オンライン)「有老協 自然災害 BCP モデル、虐待防止」
さいたま市	(オンライン)「景品表示法の遵守」
茨城県	(オンライン)「有老協・自然災害 BCP モデル」
福山市	(動画配信)「自然災害 BCP の作り方 (有老協 BCP モデル)」
広島市	(動画配信)「広島市有料老人ホーム設置運営指導指針の改正ポイント」
佐賀県	(動画配信)「自然災害 BCP の作り方 (有老協 BCP モデル)」
岡山県	(オンライン)「適切な入居契約のあり方 (有老協標準入居契約書)」
那覇市	(動画配信)「自然災害 BCP の作り方 (有老協 BCP モデル)」

②事業者集団指導業務の受託

3月1日に開催された沖縄県の事業者集団指導の実施業務を受託した。受講者 250 名。

テーマ：行政説明、自然災害 BCP の作り方、入居者の権利擁護と尊厳確保。

③本協会ホームページ内「自治体専用ページ」の設置

「自治体専用ページ」を設置し、地方自治体間の情報共有等で使用。新たに、地方自治体から本協会へ寄せられた指導監督相談結果をアーカイブ化した。

(2) 提言・要望

①「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による支援等の確実な実施について

7月25日、「厚生労働大臣宛に、有料老人ホームに対する支援等の確実な実施について要望した。

②「介護分野の文書に係る負担軽減に関する意見」の発出

8月24日、厚生労働省の検討部会に対し、介護分野の文書削減、及び有料老人ホーム事業と介護保険事業での文書効率化、に関する意見提出を行った。

③「物価等の高騰における有料老人ホームに対する支援について」の発出

10月19日都道府県・指定市・中核市へ有料老人ホームへの支援金制度創設を依頼した。

8. その他事業

(1) 団体保険制度の運営

有料老人ホーム賠償責任保険制度

2022 年度は、146 法人（対前年+1 法人）・412 施設（対前年▲26 施設）が加入した。

保険内容別申込内訳（オプションは、基本契約に付加して申込可能）

〔基本契約〕損害賠償責任 412 施設

〔オプション〕看護職賠償 94 施設

個人情報漏えい 43 施設

役員傷害 13 施設

雇用慣行 10 施設

(2) 高齢者住まい事業者団体連合会の活動への参画

①リスクマネジメント研修（動画配信）

「リスクマネジメント研修 動画・資料掲載のお知らせ」として、各団体の会員専用ページに以下コンテンツ動画と資料を掲載。

- (i) 高齢者住まいで取り組む虐待防止活動
- (ii) 高齢者住まいのカスタマーハラスメント対策
- (iii) 高齢者住まいの災害対応 B C P
- (iv) 高齢者住まいの感染症対応 B C P
- (v) 高齢者住まいにおける介護事故の賠償トラブル・訴訟への対応

②高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度

(i) 届出事業者数（2023 年 3 月 31 日現在）

353 社（2022 年度新規届出 88 社）

(ii) 紹介事業者向けオンラインセミナーの開催

実施日	テーマ／講師	参加
第 1 回 6 月 21 日	届出公表制度にかかる 2022 年度の活動方針についての報告。あわせて、Web 座談会として「なぜ届出公表制度ができたのか」「なぜ e ラーニング制作に至ったのか」等を伝える場として開催。 ■事務局からの活動報告 - 届出公表制度の 22 年度の更新状況 - 相談員向け e ラーニングの開講 - 届出公表制度における 22 年度の取り組み (1) 届出公表制度の周知、相談の質の向上にむけた取組み概要 (2) 制度周知・啓発にむけた取組み ①「高齢者向け住まい選び方ガイド」「高住連HP」の改定 ②届出空白地域への個別説明会等の開催 ③高齢者住宅新聞社主催イベントへの参画 (i) 高齢者向け住まい等の紹介事業のあり方について (ii) 紹介事業基礎学習ツール「e ラーニング」の開発 (3) 届出費用の収支（2021 年 12 月末時点）	151 アカウント

実施日	テーマ／講師	参加
	■Web座談会（届出公表制度の2年目の更新をむかえて） 1. 高住連が目指すもの 2. 紹介事業をとりまく現状 3. 届出公表制度が作られた背景 4. 届出公表制度に届出する事で得られる事 5. eラーニング制作に至った経緯 6. eラーニングの中身 7. 今後の高住連届出公表制度の展望	
第2回 3月9日	■運営法人での取組事例（SOMPOケア株式会社） ・SOMPO流 子ども食堂 ・新ラインナップのご紹介 ■高住連からのご報告（高齢者住まい事業者団体連合会） 2022年度の活動報告および2023年度の見込み ・eラーニングの受講状況 ・営業先訪問チラシのご案内 等	95 アカウント

（iii）相談員向け基礎学習実施

紹介事業者等の相談の質向上を目的とした教育プログラムとして、2021年度老人保健健康増進等事業における「高齢者向け住まい等の紹介の在り方に関する調査研究事業」の一環で作成したeラーニングを開講した。

実施回数	実施期間	参加
第1回	2022年9月1日～10月31日	398名
第2回	2023年2月1日～3月31日	50名

③LIFEの効率的対応を目指したICT支援等

「国が進める自立支援・アウトカム評価による介護にむけたLIFE活用促進」及び「総合的な介護人材確保対策の一つである介護事業所の生産性向上」の両立を支援するため、介護記録のデジタル化、及び介護事業所への記録システムの普及を目指しICT導入セミナーを実施。

実施日	テーマ	参加
第1回 10月12日	独自調査から見た介護事業の喫緊課題 （1）基調講演（厚生労働省老健局高齢者支援課） 介護人材の需給ギャップに対応するための国での対策等 （2）高住連からの説明 事業者の皆様による業務生産性向上に向けた取組みの必要性等 （3）導入支援法人の事例紹介（株式会社オリエントテクノロジー） 介護施設のIT化「本当のところ」というタイトルで、ICT導入にあたっての留意事項とコンサルタントとして担当した事例を紹介	98 アカウント
第2回 11月29日	高齢者向けホームのDX進め方講座 （1）基調講演（株式会社ケアコネクトジャパン） DXのキモは、トップダウンとキーマン育成 （2）事例紹介	38 アカウント

実施日	テーマ	参加
	①株式会社デザイン工房（仙台市） 同一敷地内に住宅型（42 室）、介護付（38 室）2 か所を運営 ②有限会社ケアセンターほっと広場（北名古屋市） 同一敷地内に住宅型（19 室）と訪問介護事業所を併設	
第 3 回 3 月 13 日	助成金の種類と申請のコツ （1）講義（高住連）／高齢者向けホーム運営の今後の方向性 （2）事例紹介（助成金の種類と申請のコツ） ①介護コンサルタントによる補助金活用事例 株式会社オリエンタルテクノロジー ②介護 DX 推進に大切な 3 つこと～補助金の種類等 株式会社 SHINKO ③みまもりセンサー～Care-Top 導入を事例とした諸準備 株式会社シンセイコーポレーション	70 アカウント

④職業紹介事業のサービス適正化にむけた提言や他団体との連携

職業紹介事業者団体（必要に応じて厚生労働省職業安定局）等と連携をとり、安定した介護人材確保にむけて、介護事業者が優良な職業紹介事業者を選択できる環境づくりにむけ、以下取組みを実施。

（i）有料職業紹介業界団体との連携

■医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度の周知

■職業紹介適正事業者認定事業 顧客推奨度調査※の連携と積極的な協力

※介護事業者が有料職業紹介事業者を利用したケースにおける満足度調査

（ii）有料職業紹介事業に関する提言整理にむけた取組み

■全国介護事業者連盟の「介護人材委員会」の下部組織である「介護人材の円滑な確保検討部会」への参画

⇒要望書となる「有料職業紹介事業者の健全化宣言（仮称）」のとりまとめ

⑤調査研究事業等への協力

老健事業等の調査研究事業へ、高住連として委員を派遣した。以下、主なもの。

■高齢者向け住まい等の紹介の在り方に関する調査研究

■医療・介護・保育分野等における職業紹介事業の適正化に関する協議会（介護分野 情報連絡会）

■介護のしごと魅力発信等事業

■高齢者向け住まいにおける運営形態の多様化に関する実態調査研究事業（定点調査）

⑥物価高騰対策への要望

次のとおり各団体と連携しつつ各所へ要望を提出する流れにおいて「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設された。（9 月 9 日）

（i）各団体（有老協、介ホ協、高住協、高住連（他団体連名））から厚生労働大臣宛て要望書を提出（7 月 25 日、26 日）

（ii）業界団体連名（高住連）で自由民主党厚生労働部会長宛て要望書を提出（7 月 26 日）

- (iii) 老健局長宛に『終の棲家「介護付きホーム」を考える議員懇話会』会長から要望書を提出（9月7日）
- (iv) 業界団体連名（高住連）で地域包括ケアシステム・介護推進議員連盟会長宛てに要望書を提出（8月4日）
- (v) 地域包括ケアシステム・介護推進議員連盟会長から厚生労働大臣宛てに要望書を提出（8月26日）

⑦追加経済対策における要望

地域包括ケアシステム・介護推進議員連盟会長宛てに介護分野への物価高騰に対するさらなる支援についての要望（※）を全老健等の複数団体連名で提出。

（※）「管理費や食費、水光熱費の値上げに踏み切らざるを得なかった事業所があるものの、食材費の切り詰めや節電等の対応には限界があるなか、全てのコストを価格に転嫁できるわけではなく、これ以上の利用者負担は困難な現況」を踏まえたもの。

⑧規制改革推進会議への対応

人員配置基準をテーマとして、規制改革推進会議「第1回 医療・介護・感染症対策ワーキング」にてプレゼン（10月20日）

(i) 居宅サービス等

非常勤の従業員における、常勤換算する場合の勤務延時間数の計算方法の見直し

(ii) 外付けサービスホーム（サ付き・住宅型）

住宅と併設事業所との兼務におけるローカルルール

(iii) 介護付きホーム等

- ・人員配置基準上の「常勤」職員の特例措置の適用の拡大
- ・看護職員等の員数の減算率の緩和等
- ・管理者、生活相談員等の資格要件のローカルルール

従前に規制改革推進会議にて要望（2021年9月に要望）した『医療機関以外の介護現場で実施されることが多いと考えられる行為であって、原則として医行為ではないと考えられるもの等』に関する緩和・整理については、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（その2）（通知）」が12月1日に発出された。

⑨その他、定期的な行政機関との会議体運営

高住連事務局会、 厚生労働省・国土交通省定例会	5月17日、7月12日、9月13日、11月8日、1月17日、3月7日（定例会のみ23日）〔計6回〕
高住連幹事会	7月20日、11月22日、3月22日〔計3回〕

(3) 後援名義使用申請承認

2022 年度に後援名義使用承認したイベント（20 件）は以下の通り。

	件名	主催	開催期間
1	ATC エイジレスセンターの年間事業	ATCエイジレスセンター実行委員会	4/1～3/31
2	第 30 回日本社会福祉士会 全国大会・社会福祉士学会	公益社団法人日本社会福祉士会 公益社団法人東京社会福祉士会	7/2・3
3	国際モダンホスピタルショウ 2022	一般社団法人日本病院会 一般社団法人日本経営協会	7/13～15 オンライン: 6/1～7/31
4	「住まい×介護×医療展 2022in 東京」	株式会社高齢者住宅新聞社	7/26・27
5	第 2 回 CareTEX 札幌' 22 第 3 回 CareTEX 仙台' 22 第 5 回 CareTEX 福岡' 22 第 7 回 CareTEX 大阪' 22 第 4 回 CareTEX 名古屋' 23 第 9 回 CareTEX 東京' 23	ブティックス株式会社	7/27・28 9/14・15 11/1・11/2 11/30～12/2 2/2・23 3/22～24
6	第 56 回日本作業療法学会	日本作業療法士協会	9/16～18 オンライン: 9/19～10/19
7	第 1 回全国の集い in 湘南ひ らつか 2022	NPO法人地域共生を支える医療・介 護・市民全国ネットワーク	9/18・19
8	医療と介護の総合展（メディ カルジャパン）東京・大阪	RXJapan株式会社	東京 10/12～14 大阪 1/18～20
9	第 26 回日本医業経営コンサル タント学会東京大会	公益社団法人日本医業経営コンサル タント協会	10/14 オンデマンド配信: 10/15～11/30
10	HOSPEX Japan 2022(第 51 回 日本医療福祉設備学会併設展 示会)	一般社団法人日本医療福祉設備協 会、一般社団法人日本能率協会	10/26～28
11	2022 有料老人ホーム首都圏 セミナー	東京都連絡協議会	10/6
12	第 23 回日本認知症グループ ホーム全国大会	公益社団法人日本認知症グループ ホーム協会	10/26・27
13	第 32 回「国民の健康会議」	一般社団法人全国公私病院連盟	10/27
14	第 6 回日本ヘルスケアダイバ ーシティ学会	一般社団法人日本ヘルスケアダイ バーシティ学会	11/3
15	高齢者住宅フェスタ 2022	高齢者住宅フェスタ実行委員会	11/7・13・14・17
16	介護福祉経営士 全国会議 2022	一般社団法人日本介護福祉経営人 材教育協会	11/11～30 11/25
17	第 18 回日本介護経営学会学 術大会	特定非営利活動法人日本介護経営 学会	11/20
18	第 12 回オールジャパンケア コンテスト (AJCC)	第12回オールジャパンケアコンテ スト (AJCC) 実行委員会	12/10
19	Care Show Japan 2023	インフォーマ マーケッツ ジャ パン株式会社	2/8～10
20	ヘルスケアセミナー	金融庁、国土交通省等	オンライン 3/28

Ⅲ. その他

1. 総会・理事会に関する事項

(1) 総会

◆ 定時総会（6月16日）

- ① 2021年度事業報告
- ② 2021年度決算報告
- ③ 「定款」改定
- ④ 「会費等規則」改定
- ⑤ 役員選任

(2) 理事会

本年度は計9回開催し、以下の内容について審議、承認を行った。

◆ 第1回理事会（4月21日 集合形式）

- ① 諸規程改正の件
- ② 入居者生活保証制度加入等承認の件
- ③ 入会等承認の件
- ④ 委員会設置及び委員選任の件
- ⑤ 役員報酬の件

◆ 第2回理事会（5月19日 集合形式）

- ① 2021年度事業報告（案）・決算報告（案）
- ② 定款改正の件
- ③ 2022年度定時総会招集の件
- ④ 2022年度役員候補者選出の件
- ⑤ 委員会設置と委員選任の件
- ⑥ 入会等承認の件

◆ 第3回理事会（6月16日 集合形式）

- ① 資産運用方針の件
- ② 入居者生活保証制度加入等承認の件
- ③ 入会等承認の件

◆ 第4回理事会（6月16日 集合形式）

- ① 代表理事、理事長、副理事長、業務執行理事（専務理事）の選定

◆ 第5回理事会（8月18日 ハイブリッド形式）

- ① 規程改正の件
- ② 入居者生活保証制度加入等承認の件
- ③ 2022年度監査業務委嘱契約締結の件

◆第6回理事会（10月20日 ハイブリッド形式）

- ①入居者生活保証制度加入等承認の件
- ②規程改正（育児・介護休業規程）
- ③入居者生活支援制度の発動の件

◆第7回理事会（12月15日 集合形式）

- ①2023年度事業計画骨子の件
- ②入居者生活保証制度加入等承認の件

◆第8回理事会（2月16日 集合形式）

- ①2023年度事業計画・予算（案）
- ②入居者生活保証制度加入等承認の件
- ③入居者生活保証制度の会計処理方法変更に伴う諸規程改正の件
- ④事務局組織の変更と「事務局規程」改正の件

◆第9回理事会（3月16日 集合形式）

- ①入居者生活保証制度加入等承認の件
- ②役員賠償責任保険契約の件
- ③委員会に関わる各規程の改廃の件

2. 正味財産増減の状況、並びに財産の状態の推移等に関する事項

（単位：千円）

事業年度		2019年3月 (平成31年3月)	2020年3月 (令和2年3月)	2021年3月 (令和3年3月)	2022年3月 (令和4年3月)	2023年3月 (令和5年3月)
正味財産増減計算書	経常収益	987,858	1,064,023	474,778	1,271,080	865,201
	経常費用	1,019,183	920,418	643,502	1,290,730	834,254
	評価損益	0	0		△ 4,100	△ 12,010
	当期経常増減額	△ 31,325	143,605	△ 168,725	△ 23,750	18,938
	経常外収益			6,472		92
	経常外費用	239		6,471		3,003,104
	当期一般正味財産増減額	△ 31,564	143,605	△ 168,724	△ 23,750	△ 2,984,074
	一般正味財産期首残高	3,388,893	3,357,329	3,500,934	3,332,210	3,308,460
	一般正味財産期末残高	3,357,329	3,500,934	3,332,210	3,308,460	324,386
	当期指定正味財産増減額	0	0	280	128	△ 24
	指定正味財産期首残高	100,000	100,000	100,000	100,280	100,407
	指定正味財産期末残高	100,000	100,000	100,280	100,407	100,383
	正味財産期末残高	3,457,329	3,600,934	3,432,490	3,408,868	424,770
貸借対照表	資産合計	9,511,232	9,784,280	10,015,806	10,189,930	10,299,832
	負債合計	6,053,902	6,183,346	6,583,316	6,781,062	9,875,063
	正味財産合計	3,457,329	3,600,934	3,432,490	3,408,868	424,770

3. 2022 年度各委員会委員名簿

(敬称略・氏名五十音順、○は委員長、役職は委員委嘱時)

入居者生活保証制度加入審査委員会	
石津 昇	三井住友海上火災保険株式会社 新種保険部 保証信用保険チーム長
小松 徹人	さっぽろ高齢者福祉生活協同組合 代表理事
鈴木 睦明	社会福祉法人聖隷福祉事業団 監事
○中澤 俊勝	元 スミリンフィルケア株式会社 代表取締役
牧 健太郎	牧公認会計士・税理士事務所 所長

入居者生活保証制度運営委員会	
石津 昇	三井住友海上火災保険株式会社 新種保険部 保証信用保険チーム長
市原 俊男	株式会社サン・ラポール南房総 代表取締役
遠藤 敏彰	MST リスクコンサルティング株式会社 再保険部長
小松 徹人	さっぽろ高齢者福祉生活協同組合 代表理事
田所 貴広	アルティメイト監査法人 代表社員 公認会計士
谷 光裕	株式会社ハーフ・センチュリー・モア 執行役員 サンシティパレス塚口支配人兼関西運営担当
○中澤 俊勝	元 スミリンフィルケア株式会社 代表取締役

資産運用委員会	
市原 俊男	株式会社サン・ラポール南房総 代表取締役
亀岡 保夫	大光監査法人会長 公認会計士
谷口 徳芳	元 ティー・ビー・エム・サービス株式会社 取締役社長
千葉 肇	信和法律事務所 弁護士
○中澤 俊勝	元 スミリンフィルケア株式会社 代表取締役

職員研修委員会	
赤沼 清盛	株式会社共立メンテナンス シニアライフ事業本部 業務管理部 部長
井戸 和宏	株式会社 I D O 代表取締役
榊原 宏昌	天晴れ介護サービス総合教育研究所株式会社 代表取締役
潮谷 有二	社会福祉法人慈愛園 理事
○田島 誠一	特定非営利活動法人東京 YWCA ヒューマンサービスサポートセンター 理事長
安田 純子	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアマネージャー
塚本 友紀	株式会社フロンティアの介護 代表取締役

高齢消費者と住まいに関する調査研究委員会	
安藤 滉邦	株式会社ケアプロデュース 代表取締役
市川 隆	東急不動産株式会社 ウェルネス事業ユニットウェルネス事業本部 業務統括グループ部長
昆野 仁	株式会社日本の介護 代表取締役
田村 明孝	株式会社タムラプランニングアンドオペレーティング 代表取締役
○野本 久	株式会社長谷工シニアウェルデザイン 代表取締役社長
古澤 健	医療法人社団みなみつくば会 運営部部長
横山 滋樹	株式会社チャーム・ケア・コーポレーション 執行役員 業務管理室長

苦情対応委員会	
大谷 聖子	特定非営利活動法人消費者機構日本 理事
齊藤 紘二	入居者
○千葉 肇	信和法律事務所 弁護士
中澤 俊勝	元 スミリンフィルケア株式会社 代表取締役
平野 裕之	慶應義塾大学法科大学院 教授
山口 達也	西鉄ケアサービス株式会社 サンカルナ博多の森ケアステージ 支配人

以上

2022 年度
事業報告書(附属明細書) (案)

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

1. 会員の状況

(1) 会員数・登録ホーム数

	会員区分	期 首	期 末
会 員	正会員	428	420
	開設前会員	1	0
	準会員	2	2
合 計		431	422
ホー ム		909	908

(2) 2022 年度 入会法人・登録ホーム(11 法人 35 ホーム)

入会月	入会法人	登録ホーム	会員区分
4 月	(株式会社ソラスト)	グレースメイト目白＊ せらび有栖川＊ せらび恵比寿＊ せらび小金井＊ せらび新横浜＊	—
	(株式会社日本アメニティライフ協会)	花珠の家ねりま＊	—
	株式会社ONODERAナーシングホーム	サニーパレス京橋＊ サニーパレス四谷壱番館＊	正会員
	株式会社セービング	フェリーチェ 新地西町	正会員
	株式会社憩いのお家ケアサービス	有料老人ホーム けありす	開設前
	(株式会社長谷工シニアウェルデザイン)	ブランシエール蔵前 下目黒有料老人ホーム	—
6 月	株式会社ハイメディック	アクティバ琵琶＊ トラストガーデン桜新町＊ トラストガーデン杉並宮前＊ トラストガーデン宝塚＊ トラストガーデン東嶺町＊ トラストガーデン南平台＊ トラストガーデン用賀の森＊ モーニングパーク主税町＊	正会員
	ミアヘルサ株式会社	ミアヘルサ オアシス新座	正会員
8 月	(さっぽろ高齢者福祉生活協同組合)	イリス苗穂	—
10 月	医療法人大泉会	介護付き有料老人ホーム むこうがおか	正会員
11 月	(株式会社桜十字)	ホスピタルメント甲東園	—
12 月	株式会社日本介護医療センター	オーパオーマ源氏ヶ丘＊ オーパオーマ八戸ノ里＊	正会員
	(株式会社ネクサスケア)	ネクサスコート本郷 ネクサスコート仙台東 ネクサスコート旭ヶ丘	—
1 月	リアルアセット株式会社	ナーシングくすのきハイツ	正会員

入会月	入会法人	登録ホーム	会員区分
2 月	医療法人慈孝会	カーサポルト北条の海	正会員
	(社会福祉法人うねび会)	ぽれぽれケアセンター青山	—
	(総合ヘルス・ケア株式会社)	ヘルス・ケア・ヴィラ小金井公園	—
3 月	株式会社シュトック	心しあわせ楽園春日 *	正会員
	医療法人福寿会	介護付有料老人ホーム セーヌ大牟田	正会員

※法人名及び会員区分は期末の状態。

※入会法人欄の「()」記載、及び会員区分欄「—」は既会員。

※登録ホーム欄「*」は事業承継。

(3) 2022 年度 退会ホーム・登録抹消ホーム (20 法人 36 ホーム)

退会法人	登録抹消ホーム	退会・登録抹消日
株式会社オールライフメイト	グレースメイト目白 *	(2022 年) 3 月 31 日
株式会社日本ケアリンク	せらび有栖川 * せらび恵比寿 * せらび小金井 * せらび新横浜 *	(2022 年) 3 月 31 日
医療法人おがた整形外科医院	高齢者在宅複合施設サザン 3	(2022 年) 3 月 31 日
医療法人社団美心会	カーサ・デ・ヴェルデ黒沢	(2022 年) 3 月 31 日
(ミサワホーム株式会社)	共同設置→単独設置に変更	(2022 年) 3 月 31 日
株式会社よしまる	有料老人ホーム未来	2022 年 4 月 11 日
サニーペット株式会社	サニーパレス京橋 * サニーパレス四谷壺番館 *	2022 年 4 月 13 日
株式会社レガメ	有料老人ホーム樹楽	2022 年 4 月 14 日
(有限会社湘南ふれあいの園)	ふれあいの園 練馬高野台 *	2022 年 4 月 30 日
株式会社シルクロード	バーデンハイム楼蘭	2022 年 5 月 31 日
トラストガーデン株式会社	アクティバ琵琶 * トラストガーデン桜新町 * トラストガーデン杉並宮前 * トラストガーデン宝塚 * トラストガーデン東嶺町 * トラストガーデン南平台 * トラストガーデン用賀の森 * モーニングパーク主税町 *	2022 年 6 月 30 日
たくみ株式会社	ベルジ高崎 ベルジ高崎 たやの家	2022 年 6 月 30 日
(株式会社かいごデザイン)	ハッピーニューライフ市川真間	2022 年 6 月 30 日
(特定医療法人社団研精会)	デンマーク INN 調布	2022 年 6 月 30 日
アーバンアイリス株式会社	シニアの杜・白金台	2022 年 8 月 31 日
株式会社シーエムエス福祉開発	サービス付き高齢者向け住宅ルポ泉ヶ丘	2022 年 9 月 30 日
株式会社ライフアシスト	介護付有料老人ホームアーバンリビング今宿	2022 年 11 月 30 日
株式会社オーツーケアサービス	オーパオーマ源氏ヶ丘 * オーパオーマ八戸ノ里 *	2022 年 12 月 15 日

退会法人	登録抹消ホーム	退会・登録抹消日
有限会社リリーハート	リリーハートの家	2022 年 12 月 16 日
株式会社恩賜の会	陽だまりと風の家 あんじゅ	2022 年 12 月 31 日
宗教法人聖フランシスコ病院修道女会	フランシスコ・ヴィラ	2022 年 12 月 31 日
株式会社ビッグライフ	ビッグライフ守山	2022 年 12 月 31 日
トリニティ・ケア株式会社	Brand New 杉並高井戸	2023 年 2 月 28 日
株式会社デニッシュケア	心しあわせ楽園春日＊	2023 年 3 月 16 日

※法人名は期末の状態。

※退会法人欄の「()」記載は、ホーム登録抹消のみ。

※登録抹消ホーム「＊」は事業承継。

(4) 2023 年 3 月 31 日付の退会・ホーム登録抹消(期末の会員数、ホーム数に含む)

退会法人	登録抹消ホーム	退会・登録抹消日
(総合ヘルス・ケア株式会社)	ヘルス・ケア・ヴィラ府中	2023 年 3 月 31 日
株式会社介護支援センターふじの里	グループリビング絆の郷 3 号館	2023 年 3 月 31 日

2. 2022 年度 相談件数月別内訳

	入居相談					苦情等 相談	事業者から の相談	合計
	計	相談		資料請求				
		来訪	電話・文書	来訪	電話・文書			
4 月	98	4	63	0	31	42	37	177
5 月	63	1	44	0	18	36	36	135
6 月	68	1	47	0	20	45	52	165
7 月	63	3	48	0	12	41	30	134
8 月	86	1	60	0	25	52	37	175
9 月	112	3	81	0	28	57	47	216
10 月	83	3	62	0	18	60	44	187
11 月	82	6	49	0	27	61	46	189
12 月	64	5	46	0	13	38	34	136
1 月	66	3	45	0	18	52	49	167
2 月	65	5	44	0	16	69	41	175
3 月	81	2	51	0	28	80	61	222
合計	931	37	640	0	254	633	514	2078

※「事業者からの相談」は、協会が受けた運営上の相談記録件数

3. 2022 年度苦情対応委員会に報告された入居者等からの苦情相談 633 件における内容別件数

(重複選択)

種別		件数	構成比
契約 解約	①入居時費用の返還	13	1.8%
	②遅延	11	1.5%
	③短期解約	6	0.8%
	④契約解除	30	4.2%
	⑤変更	30	4.2%
	⑥その他契約	85	11.8%
価格	①原状回復	98	13.6%
料金	②その他費用	56	7.8%
接客対応		77	10.7%
役務	①介護	78	10.8%
品質	②食事	9	1.3%

種別		件数	構成比
役務 品質	③生活支援	35	4.9%
	④医療支援	56	7.8%
	⑤その他運営	76	10.6%
施設・設備		8	1.1%
販売方法		3	0.4%
表示・広告		4	0.6%
法規・基準		4	0.6%
安全・衛生		16	2.2%
その他		25	3.5%
計		720	100.0%

4. 2022 年度 事例発表一覧（ホーム名は発表時点）

	法人名	ホーム名	発表タイトル
西日本事例発表研修会	1 株式会社アクティブライフ	アクティブライフ箕面	業務改善・ケアの質の向上を目指して
	2 株式会社アクティブライフ	アクティブライフ豊中	あなたの声を聴かせて～心配事に寄り添う介護～
	3 スミリンケアライフ株式会社	エレガーノ甲南	認知症フロアにおける ダイニングの安全な空間作り～KYT（危険予知トレーニング）の導入と危険箇所のマップ化の試み～
	4 株式会社アクティブライフ	エスティームライフ学園前	寝たきり状態から立位保持 ～3年目の私が感じた「きせき」～
	5 一般財団法人日本老人福祉財団	大阪〈ゆうゆうの里〉	つながるぬりえの会
	6 株式会社ハーフ・センチュリー・モア	サンシティ木津	『リハビリテーション・ケアセンターうららか』の軌跡～ 実践報告：開設から現在までの振り返り ～
	7 株式会社長谷工シニアウェルデザイン	シニアハウス長居公園	水光熱費を前年比10%削減する！
	8 スミリンケアライフ株式会社	ドマーニ神戸	有料老人ホーム入居者を対象にしたライフレビュー法の QOL への影響

	法人名	ホーム名	発表タイトル
東日本事例研究オンライン発表会	1 株式会社ハンドベル・ケア	アイムス赤羽	個別性を追求する看取りケアの実践と現状 ～なぜ看取りケアに個別性が必要なのか？ ～
	2 社会福祉法人聖隷福祉事業団	油壺エデンの園	いつまでも自分らしく健康で・・・～過去 20 年間における油壺エデンの園入居者の 要介護認定発生率・健康寿命の算出と考察 ～
	3 株式会社アライブメディケア	アライブ世田谷中町	結果で応えるアライブの介護 ～No Episode No Life～
	4 セコムフォート株式会社	コンフォートガーデン あざみ野	多職種協働で運営する認知症カフェ～徘徊 が軽減した認知症ケアの取り組み～
	5 セコムフォート多摩株式会社	コンフォートロイヤル ライフ多摩	ご入居者の笑顔を引き出したい！コロナ禍 におけるイベント企画の工夫の振り返り
	6 一般財団法人日本老人福祉財 団	佐倉〈ゆうゆうの里〉	排泄介助の適正化「モレがないからパッド が合っている」は本当？
	7 株式会社サンライフ寿	サンライフ寿	若きリーダーが職場を変える～職務満足度 調査結果から職場環境の改善～
	8 株式会社サン・ラポール南房総	サン・ラポール南房総	双極性障害へのリハビリ介入 ～とある理 学療法士の視点～
	9 株式会社太平洋シルバーサー ビス	シルバーシティ 武蔵境	「新型コロナウイルス感染症クラスター発 生における対応」～新型コロナウイルスと 戦った55日間から学んだこと～
	10 東急ウェルネス株式会社	東急ウェリナ大岡山	HAVE A SPECIAL DAY TOGETHER
	11 株式会社ハイメディック	トラストガーデン東嶺 町	可能性を信じて
	12 株式会社ハイメディック	トラストグレイス御影	『褥瘡を予防しながら仲間と麻雀を楽し む』リスクと向き合いK様の望む暮らしの 実現に向けて
	13 大和ハウスライフサポート株 式会社	ネオ・サミット湯河原	S様の排便コントロールにより生活リズム を整える～自然排便を目指して～
	14 株式会社ハイメディック	フェリオ天神	輝きプランの可能性～看取りケアからの驚 異的な回復～
	15 株式会社長谷工シニアウェル デザイン	ブランシエール井草	他力本願じゃだめ！～～ハウス営業の一端 を担えるリビングを目指す～～
	16 株式会社マザアス	マザアス南柏	職員の“気付き”の力を培うための取り組 み
	17 大和ハウスライフサポート株 式会社	もみの樹・渋谷本町	心と生活に寄り添いながら ～A様が安らげる場所を提供したい 日々 穏やかに過ごす為の支援～
	18 株式会社ラポール	らぽーる上尾	LIFE データの活用で自立支援 ～ フィードバックデータの活用を多職種 で考えよう ～

5. 「第 22 回シルバー川柳」 入選作品

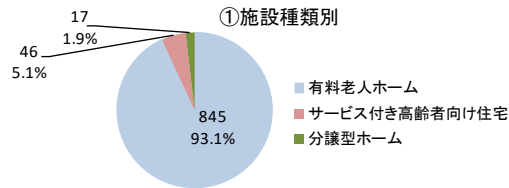
- お年玉 持続可能か 聞くな孫
- 名所より トイレはどこだ バスツアー
- どうしましょ 三個あります マヨネーズ
- 冬の日の 一番風呂は 命がけ
- 黙食と 思っていたら 寝てた祖父
- 入れ歯どこ 冷蔵庫です 冷えています
- 戒名に キラキラネーム 欲しい父
- 兄弟で ひとり薄毛の 変異株
- なあ息子 孫の言葉は 日本語か
- 犬猫に マイクロチップ 次は俺
- 実は俺 点滴、湿布の ニ刀流
- 誤送金 待てど暮せど 来ぬわが家
- 銭湯で 全裸の祖父が マスクつけ
- 電話口 本当なんです 市役所です
- 徘徊に 行ってくるぞと 言われても
- ご飯つぶ 付いているから 食べたはず
- WEB予約 予約できたか 電話する
- 見逃した はずのドラマに 見覚えが
- 俺を見て 御先祖様と 孫が言う
- 知恵袋 年の功より YouTube

6. 2022 年度 協会会員・登録ホームの状況 2023 年 3 月 31 日現在の協会会員 (422 法人 908 ホーム)

(1) 協会会員・登録ホームの状況

①施設種類別

	有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅	分譲型ホーム	合計
ホーム数	845	46	17	908
割合	93.1%	5.1%	1.9%	100%



②会員の法人格

	株式会社	社会福祉法人	医療法人	有限会社	財団法人	社団法人	宗教法人	特定非営利活動法人	合同会社	組合	公社	合計
法人数	299	34	50	21	6	2	3	2	2	1	2	422
割合	70.9%	8.1%	11.8%	5.0%	1.4%	0.5%	0.7%	0.5%	0.5%	0.2%	0.5%	100%

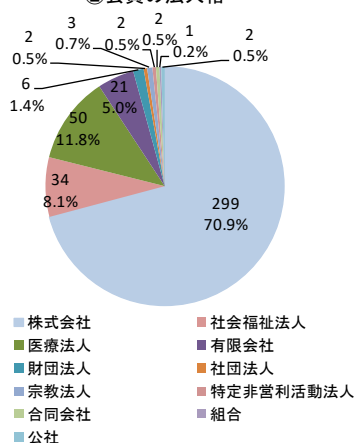
③会員別登録ホーム数

登録ホーム数	1ホーム	2～10ホーム	11～20ホーム	21～30ホーム	31ホーム以上	合計
会員数	304	103	13	1	1	422
割合	72.0%	24.4%	3.1%	0.2%	0.2%	100%

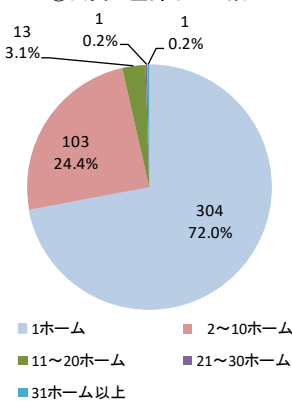
④類型別ホーム数

	介護付	介護付・住宅型	住宅型	健康型	サ高住	(分譲型)	合計
ホーム数	644	6	194	1	46	17	908
割合	70.9%	0.7%	21.4%	0.1%	5.1%	1.9%	100%

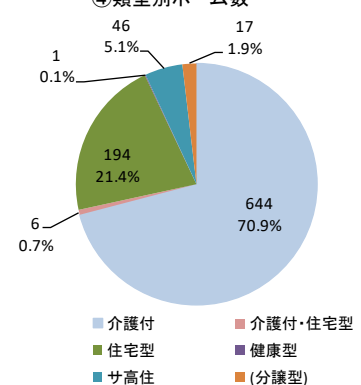
②会員の法人格



③会員の登録ホーム数



④類型別ホーム数

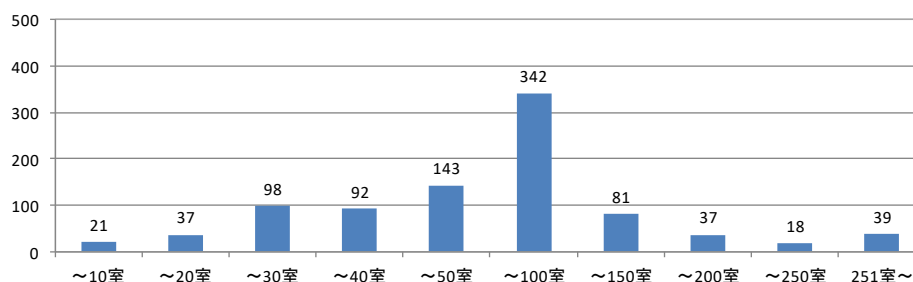


⑤登録ホームの居室数

	～10室	～20室	～30室	～40室	～50室	～100室	～150室	～200室	～250室	251室～	合計	運営ホーム(*)
ホーム数	21	37	98	92	143	342	81	37	18	39	908	2,720
居室数	166	618	2,649	3,331	6,619	23,981	10,057	6,122	4,005	14,167	71,715	171,243
割合	2.3%	4.1%	10.8%	10.1%	15.7%	37.7%	8.9%	4.1%	2.0%	4.3%	100%	

* 運営ホームの状況は自治体資料・各法人HPIによる

⑤登録ホームの居室数



2022 年度 決算報告

1. 決議事項

2022 年度決算報告（別紙のとおり）について、定款第 45 条第 2 項の規定に基づき総会の承認を求めるもの。

2. 関連規定（定款）

（事業報告及び決算）

第 45 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 7 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席する総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により承認を得るものとする。

以上

決 算 報 告 書 (案)

自 2022年 4 月 1 日
至 2023年 3 月31日

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会
東京都中央区日本橋 3－5－14
アイ・アンド・イー日本橋ビル 7 階

貸借対照表（案）

2023年3月31日現在

（単位：円）

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	235,695,300	240,865,341	△ 5,170,041
前払費用	2,232,780	2,232,780	0
未収収益	178	267	△ 89
未収金	6,791,527	1,593,200	5,198,327
前払金	0	362,061,700	△ 362,061,700
棚卸資産	21,306	25,807	△ 4,501
貯蔵品	1,279,710	1,444,294	△ 164,584
立替金	1,658	0	1,658
貸倒引当金	△ 829	△ 93,061	92,232
流動資産合計	246,021,630	608,130,328	△ 362,108,698
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	99,580,830	99,879,930	△ 299,100
普通預金	419,170	120,070	299,100
基本財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	36,465,861	34,245,877	2,219,984
入居者生活支援制度積立資産	57,527,429	57,549,869	△ 22,440
貯蔵品	383,294	407,280	△ 23,986
長期保険料等積立資産	2,060,152,306	0	2,060,152,306
長期保険料等積立預金	285,908,418	0	285,908,418
長期保険料等積立有価証券	1,411,575,050	0	1,411,575,050
前払金	357,515,770	0	357,515,770
未収収益	5,153,068	0	5,153,068
長期保険料積立資産	0	2,652,433,400	△ 2,652,433,400
長期保険料積立預金	0	299,394,810	△ 299,394,810
長期保険料積立有価証券	0	2,344,028,690	△ 2,344,028,690
未収収益	0	9,009,900	△ 9,009,900
保証事業等積立資産	7,742,185,604	0	7,742,185,604
保証事業等積立預金	1,324,925,232	0	1,324,925,232
保証事業等積立有価証券	6,394,758,260	0	6,394,758,260
未収収益	22,502,112	0	22,502,112
保証事業引当資産	0	4,044,599,845	△ 4,044,599,845
保証事業引当預金	0	1,124,032,972	△ 1,124,032,972
保証事業引当有価証券	0	2,909,707,610	△ 2,909,707,610
未収収益	0	10,859,263	△ 10,859,263
保証事業積立資産	0	2,639,940,482	△ 2,639,940,482
保証事業積立預金	0	132,847,410	△ 132,847,410
保証事業積立有価証券	0	2,499,546,820	△ 2,499,546,820
未収収益	0	7,546,252	△ 7,546,252
サービス第三者評価事業調査研究積立資産	18,892,500	19,305,000	△ 412,500
特定資産合計	9,915,606,994	9,448,481,753	467,125,241
(3) その他固定資産			
建物附属設備	3,922,472	4,353,141	△ 430,669
什器備品	288,894	109,409	179,485
ソフトウェア	18,159,730	13,022,992	5,136,738
保証金	15,832,440	15,832,440	0
その他固定資産合計	38,203,536	33,317,982	4,885,554
固定資産合計	10,053,810,530	9,581,799,735	472,010,795
資産合計	10,299,832,160	10,189,930,063	109,902,097
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	13,293,151	31,774,959	△ 18,481,808
未払費用	873,561	888,654	△ 15,093
前受金	90,000	70,800	19,200
1年以内支払予定長期保険料等負債	411,157,337	0	411,157,337
1年以内支払予定長期保険料負債	0	360,275,240	△ 360,275,240
預り金	446,970	0	446,970
仮受金	16,078,560	11,288,000	4,790,560
賞与引当金	5,476,548	5,760,940	△ 284,392
流動負債合計	447,416,127	410,058,593	37,357,534
2. 固定負債			
退職給付引当金	36,465,861	34,245,877	2,219,984
長期保険料等負債	1,648,994,969	0	1,648,994,969
長期保険料負債	0	2,292,158,160	△ 2,292,158,160
保証事業等負債	7,742,185,604	0	7,742,185,604
保証事業引当金	0	4,044,599,845	△ 4,044,599,845
固定負債合計	9,427,646,434	6,371,003,882	3,056,642,552
負債合計	9,875,062,561	6,781,062,475	3,094,000,086
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
民間助成金	100,000,000	100,000,000	0
受贈貯蔵品	383,294	407,280	△ 23,986
指定正味財産合計	100,383,294	100,407,280	△ 23,986
（うち基本財産への充当額）	(100,000,000)	(100,000,000)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(383,294)	(407,280)	(△ 23,986)
2. 一般正味財産			
（うち基本財産への充当額）	324,386,305	3,308,460,308	△ 2,984,074,003
（うち特定資産への充当額）	(0)	(0)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(76,419,929)	(2,716,795,351)	(△ 2,640,375,422)
正味財産合計	424,769,599	3,408,867,588	△ 2,984,097,989
負債及び正味財産合計	10,299,832,160	10,189,930,063	109,902,097

貸借対照表内訳表（案）

2023年3月31日現在

（単位：円）

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引等消去	合計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	98,643,101	446,970	136,605,229		235,695,300
前払費用	1,647,791	107,173	477,816		2,232,780
未収収益	134		44		178
未収金	6,653,327		138,200		6,791,527
棚卸資産	21,306				21,306
貯蔵品	1,265,940		13,770		1,279,710
立替金		1,658			1,658
貸倒引当金			△ 829		△ 829
流動資産合計	108,231,599	555,801	137,234,230	0	246,021,630
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
投資有価証券	99,580,830				99,580,830
普通預金	419,170				419,170
基本財産合計	100,000,000	0	0	0	100,000,000
(2) 特定資産					
退職給付引当資産			36,465,861		36,465,861
入居者生活支援制度積立資産	57,527,429				57,527,429
貯蔵品	383,294				383,294
長期保険料等積立資産	2,060,152,306				2,060,152,306
長期保険料等積立預金	285,908,418				285,908,418
長期保険料等積立有価証券	1,411,575,050				1,411,575,050
前払金	357,515,770				357,515,770
未収収益	5,153,068				5,153,068
保証事業等積立資産	7,742,185,604				7,742,185,604
保証事業等積立預金	1,324,925,232				1,324,925,232
保証事業等積立有価証券	6,394,758,260				6,394,758,260
未収収益	22,502,112				22,502,112
サービス第三者評価事業調査研究積立資産	18,892,500				18,892,500
特定資産合計	9,879,141,133	0	36,465,861	0	9,915,606,994
(3) その他固定資産					
建物附属設備	3,922,472				3,922,472
什器備品	288,894				288,894
ソフトウェア	17,626,597		533,133		18,159,730
保証金	11,082,708		4,749,732		15,832,440
その他固定資産合計	32,920,671	0	5,282,865	0	38,203,536
固定資産合計	10,012,061,804	0	41,748,726	0	10,053,810,530
資産合計	10,120,293,403	555,801	178,982,956	0	10,299,832,160
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払金	12,903,755	98,639	290,757		13,293,151
未払費用	651,586	33,045	188,930		873,561
前受金			90,000		90,000
1年以内支払予定長期保険料等負債	411,157,337				411,157,337
預り金		446,970			446,970
仮受金	16,078,560				16,078,560
賞与引当金	4,084,936	207,165	1,184,447		5,476,548
流動負債合計	444,876,174	785,819	1,754,134	0	447,416,127
2. 固定負債					
退職給付引当金			36,465,861		36,465,861
長期保険料等負債	1,648,994,969				1,648,994,969
保証事業等負債	7,742,185,604				7,742,185,604
固定負債合計	9,391,180,573	0	36,465,861	0	9,427,646,434
負債合計	9,836,056,747	785,819	38,219,995	0	9,875,062,561
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
民間助成金	100,000,000				100,000,000
受贈貯蔵品	383,294				383,294
指定正味財産合計	100,383,294	0	0	0	100,383,294
（うち基本財産への充当額）	(100,000,000)				(100,000,000)
（うち特定資産への充当額）	(383,294)				(383,294)
2. 一般正味財産	183,853,362	△ 230,018	140,762,961	0	324,386,305
（うち基本財産への充当額）	(0)	(0)	(0)		(0)
（うち特定資産への充当額）	(76,419,929)	(0)	(0)		(76,419,929)
正味財産合計	284,236,656	△ 230,018	140,762,961	0	424,769,599
負債及び正味財産合計	10,120,293,403	555,801	178,982,956	0	10,299,832,160

正味財産増減計算書（案）

2022年4月1日から2023年3月31日まで

（単位：円）

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,366,128	1,569,785	△ 203,657
基本財産受取利息振替額	1,366,128	1,569,785	△ 203,657
特定資産運用益	111,552,893	102,166,574	9,386,319
長期保険料積立資産受取利息	36,598,844	29,190,879	7,407,965
保証事業引当資産受取利息	44,356,564	38,650,631	5,705,933
保証事業積立資産受取利息	30,595,966	34,323,557	△ 3,727,591
入居者生活支援制度積立資産受取利息	1,143	1,147	△ 4
サービス第三者評価事業調査研究積立資産受取利息	376	360	16
受取入会金	150,000	1,000,000	△ 850,000
受取入会金	150,000	1,000,000	△ 850,000
受取会費	150,968,900	151,151,400	△ 182,500
正会員受取会費	144,883,000	144,814,500	68,500
開設前会員受取会費	35,900	86,900	△ 51,000
準会員受取会費	250,000	250,000	0
賛同会員受取会費	5,800,000	6,000,000	△ 200,000
事業収益	595,812,656	1,006,250,392	△ 410,437,736
研修・セミナー事業収益	8,173,942	6,354,000	1,819,942
出版物収益	1,706,070	2,332,800	△ 626,730
入居者生活保証制度加入審査収益	2,900,000	4,200,000	△ 1,300,000
入居者生活保証制度事業収益	583,032,644	993,363,592	△ 410,330,948
受取補助金等	0	4,161,000	△ 4,161,000
受取国庫補助金		2,321,000	△ 2,321,000
受取民間補助金		1,840,000	△ 1,840,000
受取寄付金	500,000	500,000	0
受取寄付金	500,000	500,000	0
貯蔵品受贈益	903,986	946,042	△ 42,056
貯蔵品受贈益振替額	903,986	946,042	△ 42,056
雑収益	3,946,873	3,334,630	612,243
受取利息	2,163	2,062	101
雑収益	3,944,710	3,332,568	612,142
経常収益計	865,201,436	1,271,079,823	△ 405,878,387
(2) 経常費用			
事業費	783,344,844	1,237,573,332	△ 454,228,488
給与手当	58,709,986	58,058,726	651,260
諸手当	4,358,700	3,863,476	495,224
賞与	8,795,731	8,552,517	243,214
賞与引当金繰入額	4,292,101	4,557,261	△ 265,160
退職給付費用	2,270,846	2,570,428	△ 299,582
福利厚生費	9,222,449	9,744,344	△ 521,895
会議費	139,649	109,132	30,517
渉外費	7,312	154,402	△ 147,090
旅費交通費	1,526,245	1,001,569	524,676
広告費	1,123,986	2,678,542	△ 1,554,556
通信運搬費	7,248,280	9,263,486	△ 2,015,206
減価償却費	5,799,516	6,380,537	△ 581,021
消耗什器備品費	272,608	275,061	△ 2,453
消耗品費	1,859,389	1,815,398	43,991
修繕費	3,201,110	2,659,493	541,617
印刷製本費	5,473,744	6,283,025	△ 809,281
光熱水料費	942,121	674,197	267,924
会場費	85,580	1,635,825	△ 1,550,245
賃借料	22,997,946	21,334,650	1,663,296
支払手数料	1,693,278	913,311	779,967
保険料	357,606,374	364,579,461	△ 6,973,087
保証事業等負債繰入額	238,298,547	0	238,298,547
保証事業引当金繰入額	0	709,046,806	△ 709,046,806
諸謝金	3,078,000	1,929,792	1,148,208
租税公課	1,515,496	2,373,570	△ 858,074
支払負担金	1,400,000	1,400,000	0
委託費	40,266,038	14,217,124	26,048,914
雑費	1,159,812	1,501,199	△ 341,387

科 目	当年度	前年度	増 減
管理費	50,909,077	53,156,449	△ 2,247,372
役員報酬	9,411,480	9,191,480	220,000
給与手当	13,375,236	14,400,431	△ 1,025,195
諸手当	60,000	1,490,000	△ 1,430,000
賞与	2,306,199	2,310,536	△ 4,337
賞与引当金繰入額	1,184,447	1,203,679	△ 19,232
退職給付費用	345,374	404,837	△ 59,463
福利厚生費	3,522,043	3,357,012	165,031
会議費	104,236	138,473	△ 34,237
渉外費	110,480	90,766	19,714
諸会費	222,000	219,300	2,700
旅費交通費	1,991,731	1,379,772	611,959
広告費	88,000	88,000	0
通信運搬費	1,166,703	1,546,580	△ 379,877
減価償却費	301,400	544,400	△ 243,000
消耗什器備品費	74,222	474,290	△ 400,068
消耗品費	419,595	533,791	△ 114,196
修繕費	439,230	419,319	19,911
印刷製本費	914,599	302,522	612,077
光熱水料費	256,506	184,652	71,854
会場費	628,760	494,340	134,420
賃借料	6,258,870	5,912,664	346,206
支払手数料	6,191,712	7,028,684	△ 836,972
保険料	250,226	231,576	18,650
租税公課	139,136	87,648	51,488
委託費	814,000	184,259	629,741
貸倒引当金繰入額	0	1,201	△ 1,201
雑費	332,892	936,237	△ 603,345
経常費用計	834,253,921	1,290,729,781	△ 456,475,860
評価損益等調整前当期経常増減額	30,947,515	△ 19,649,958	50,597,473
特定資産評価損益等	△ 12,010,000	△ 4,100,000	△ 7,910,000
評価損益等計	△ 12,010,000	△ 4,100,000	△ 7,910,000
当期経常増減額	18,937,515	△ 23,749,958	42,687,473
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
引当金取崩額	92,232	0	92,232
貸倒引当金取崩額	92,232	0	92,232
経常外収益計	92,232	0	92,232
(2) 経常外費用			
過年度保証事業等負債繰入額	3,003,103,750	0	3,003,103,750
経常外費用計	3,003,103,750	0	3,003,103,750
当期経常外増減額	△ 3,003,011,518	0	△ 3,003,011,518
当期一般正味財産増減額	△ 2,984,074,003	△ 23,749,958	△ 2,960,324,045
一般正味財産期首残高	3,308,460,308	3,332,210,266	△ 23,749,958
一般正味財産期末残高	324,386,305	3,308,460,308	△ 2,984,074,003
II 指定正味財産増減の部			
貯蔵品受贈益	880,000	1,073,600	△ 193,600
貯蔵品受贈益	880,000	1,073,600	△ 193,600
基本財産運用益	1,366,128	1,569,785	△ 203,657
基本財産受取利息	1,366,128	1,569,785	△ 203,657
一般正味財産への振替額	△ 2,270,114	△ 2,515,827	245,713
一般正味財産への振替額	△ 2,270,114	△ 2,515,827	245,713
当期指定正味財産増減額	△ 23,986	127,558	△ 151,544
指定正味財産期首残高	100,407,280	100,279,722	127,558
指定正味財産期末残高	100,383,294	100,407,280	△ 23,986
III 正味財産期末残高	424,769,599	3,408,867,588	△ 2,984,097,989

正味財産増減計算書内訳表（案）

2022年4月1日から2023年3月31日まで

（単位：円）

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引等消去	合計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	1,366,128				1,366,128
基本財産受取利息振替額	1,366,128				1,366,128
特定資産運用益	111,552,893				111,552,893
長期保険料積立資産受取利息	36,598,844				36,598,844
保証事業引当資産受取利息	44,356,564				44,356,564
保証事業積立資産受取利息	30,595,966				30,595,966
入居者生活支援制度積立資産受取利息	1,143				1,143
サービス第三者評価事業調査研究積立資産受取利息	376				376
受取入会金	150,000				150,000
受取入会金	150,000				150,000
受取会費	78,527,400		72,441,500		150,968,900
正会員受取会費	72,441,500		72,441,500		144,883,000
開設前会員受取会費	35,900				35,900
準会員受取会費	250,000				250,000
賛同会員受取会費	5,800,000				5,800,000
事業収益	595,812,656				595,812,656
研修・セミナー事業収益	8,173,942				8,173,942
出版物収益	1,706,070				1,706,070
入居者生活保証制度加入審査収益	2,900,000				2,900,000
入居者生活保証制度事業収益	583,032,644				583,032,644
受取寄付金	500,000				500,000
受取寄付金	500,000				500,000
貯蔵品受贈益	903,986				903,986
貯蔵品受贈益振替額	903,986				903,986
雑収益	908,827	3,036,436	1,610		3,946,873
受取利息	1,261	27	875		2,163
雑収益	907,566	3,036,409	735		3,944,710
経常収益計	789,721,890	3,036,436	72,443,110	0	865,201,436
(2) 経常費用					
事業費	774,410,608	8,934,236			783,344,844
給与手当	54,169,115	4,540,871			58,709,986
諸手当	4,358,700				4,358,700
賞与	8,361,144	434,587			8,795,731
賞与引当金繰入額	4,084,936	207,165			4,292,101
退職給付費用	2,213,821	57,025			2,270,846
福利厚生費	8,807,607	414,842			9,222,449
会議費	114,213	25,436			139,649
渉外費	7,312				7,312
旅費交通費	1,521,785	4,460			1,526,245
広告費	1,123,986				1,123,986
通信運搬費	7,091,529	156,751			7,248,280
減価償却費	5,799,516				5,799,516
消耗什器備品費	255,960	16,648			272,608
消耗品費	1,775,321	84,068			1,859,389
修繕費	3,121,836	79,274			3,201,110
印刷製本費	5,470,939	2,805			5,473,744
光熱水料費	884,587	57,534			942,121
会場費	85,580				85,580
賃借料	21,619,148	1,378,798			22,997,946
支払手数料	1,674,073	19,205			1,693,278
保険料	357,588,242	18,132			357,606,374
保証事業等負債繰入額	238,298,547				238,298,547
諸謝金	3,078,000				3,078,000
租税公課	1,513,701	1,795			1,515,496
支払負担金		1,400,000			1,400,000
委託費	40,266,038				40,266,038
雑費	1,124,972	34,840			1,159,812

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引等消去	合計
管理費			50,909,077		50,909,077
役員報酬			9,411,480		9,411,480
給与手当			13,375,236		13,375,236
諸手当			60,000		60,000
賞与			2,306,199		2,306,199
賞与引当金繰入額			1,184,447		1,184,447
退職給付費用			345,374		345,374
福利厚生費			3,522,043		3,522,043
会議費			104,236		104,236
渉外費			110,480		110,480
諸会費			222,000		222,000
旅費交通費			1,991,731		1,991,731
広告費			88,000		88,000
通信運搬費			1,166,703		1,166,703
減価償却費			301,400		301,400
消耗什器備品費			74,222		74,222
消耗品費			419,595		419,595
修繕費			439,230		439,230
印刷製本費			914,599		914,599
光熱水料費			256,506		256,506
会場費			628,760		628,760
賃借料			6,258,870		6,258,870
支払手数料			6,191,712		6,191,712
保険料			250,226		250,226
租税公課			139,136		139,136
委託費			814,000		814,000
雑費			332,892		332,892
経常費用計	774,410,608	8,934,236	50,909,077	0	834,253,921
評価損益等調整前当期経常増減額	15,311,282	△ 5,897,800	21,534,033	0	30,947,515
特定資産評価損益等	△ 12,010,000				△ 12,010,000
評価損益等計	△ 12,010,000	0	0	0	△ 12,010,000
当期経常増減額	3,301,282	△ 5,897,800	21,534,033	0	18,937,515
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
引当金取崩額			92,232		92,232
貸倒引当金取崩額			92,232		92,232
経常外収益計	0	0	92,232	0	92,232
(2) 経常外費用					
過年度保証事業等負債繰入額	3,003,103,750				3,003,103,750
経常外費用計	3,003,103,750	0	0	0	3,003,103,750
当期経常外増減額	△ 3,003,103,750	0	92,232	0	△ 3,003,011,518
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 2,999,802,468	△ 5,897,800	21,626,265	0	△ 2,984,074,003
他会計振替額	0	5,804,243	△ 5,804,243	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 2,999,802,468	△ 93,557	15,822,022	0	△ 2,984,074,003
一般正味財産期首残高	3,183,655,830	△ 136,461	124,940,939	0	3,308,460,308
一般正味財産期末残高	183,853,362	△ 230,018	140,762,961	0	324,386,305
II 指定正味財産増減の部					
貯蔵品受贈益	880,000	0	0	0	880,000
貯蔵品受贈益	880,000				880,000
基本財産運用益	1,366,128	0	0	0	1,366,128
基本財産受取利息	1,366,128				1,366,128
一般正味財産への振替額	△ 2,270,114	0	0	0	△ 2,270,114
一般正味財産への振替額	△ 2,270,114				△ 2,270,114
当期指定正味財産増減額	△ 23,986	0	0	0	△ 23,986
指定正味財産期首残高	100,407,280	0	0	0	100,407,280
指定正味財産期末残高	100,383,294	0	0	0	100,383,294
III 正味財産期末残高	284,236,656	△ 230,018	140,762,961	0	424,769,599

キャッシュ・フロー計算書（案）

2022年4月1日から2023年3月31日まで

（単位：円）

科 目	当年度	前年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	1,332,009	1,403,835	△ 71,826
基本財産受取利息収入	1,332,009	1,403,835	△ 71,826
特定資産運用収入	115,970,826	109,201,440	6,769,386
長期保険料積立資産受取利息収入	39,481,441	32,586,842	6,894,599
保証事業引当資産受取利息収入	45,377,877	40,442,953	4,934,924
保証事業積立資産受取利息収入	31,109,950	36,170,232	△ 5,060,282
生活支援制度積立資産受取利息収入	1,172	1,081	91
特定費用準備資金受取利息収入	386	332	54
入会金収入	300,000	850,000	△ 550,000
入会金収入	300,000	850,000	△ 550,000
会費収入	151,493,100	150,822,000	671,100
正会員会費収入	145,207,200	144,640,100	567,100
開設前会員会費収入	35,900	131,900	△ 96,000
準会員会費収入	250,000	250,000	0
賛同会員会費収入	6,000,000	5,800,000	200,000
事業収入	463,070,422	464,333,180	△ 1,262,758
研修・セミナー事業収入	7,445,672	6,354,490	1,091,182
出版物収入	1,706,070	2,453,030	△ 746,960
入居者生活保証制度加入審査収入	2,600,000	4,600,000	△ 2,000,000
入居者生活保証制度事業収入	451,318,680	450,925,660	393,020
補助金等収入	0	4,161,000	△ 4,161,000
国庫補助金収入	0	2,321,000	△ 2,321,000
民間補助金収入	0	1,840,000	△ 1,840,000
寄付金収入	500,000	500,000	0
寄付金収入	500,000	500,000	0
雑収入	3,946,923	3,395,469	551,454
受取利息収入	2,213	1,931	282
雑収入	3,944,710	3,393,538	551,172
その他事業活動収入	446,970	0	446,970
その他事業活動収入	446,970	0	446,970
事業活動収入計	737,060,250	734,666,924	2,393,326
2. 事業活動支出			
事業費支出	554,239,297	512,731,801	41,507,496
給与手当支出	58,516,073	58,075,078	440,995
諸手当支出	4,338,900	3,869,668	469,232
賞与支出	14,055,973	12,939,701	1,116,272
退職給付支出	396,236	219,160	177,076
福利厚生費支出	8,537,818	9,718,139	△ 1,180,321
会議費支出	139,649	109,132	30,517
渉外費支出	7,312	154,402	△ 147,090
旅費交通費支出	1,483,853	1,013,835	470,018
広告費支出	220,000	1,732,500	△ 1,512,500
通信運搬費支出	7,347,534	9,612,745	△ 2,265,211
消耗什器備品支出	272,608	275,061	△ 2,453
消耗品費支出	1,728,189	1,655,351	72,838
修繕費支出	3,201,110	2,659,493	541,617
印刷製本費支出	5,440,210	6,735,575	△ 1,295,365
光熱水料費支出	927,278	666,386	260,892
会場費支出	85,580	1,635,825	△ 1,550,245
賃借料支出	23,000,178	21,656,393	1,343,785
支払手数料支出	1,584,217	791,922	792,295
保険料支出	382,039,104	361,328,871	20,710,233
保証料負担分支出	162,668	640,715	△ 478,047
諸謝金支出	3,078,000	1,929,792	1,148,208
租税公課支出	1,501,296	3,023,170	△ 1,521,874
支払負担金支出	1,400,000	1,400,000	0
委託費支出	33,616,765	9,389,224	24,227,541
雑支出	1,158,746	1,499,663	△ 340,917

科 目	当年度	前年度	増 減
管理費支出	50,977,292	51,637,040	△ 659,748
役員報酬支出	9,411,480	9,191,480	220,000
給与手当支出	13,289,064	14,114,582	△ 825,518
諸手当支出	90,000	1,710,000	△ 1,620,000
賞与支出	3,628,521	3,485,427	143,094
福利厚生費支出	3,503,109	3,589,676	△ 86,567
会議費支出	104,236	138,473	△ 34,237
渉外費支出	110,480	90,766	19,714
諸会費支出	222,000	219,300	2,700
旅費交通費支出	1,966,251	1,348,722	617,529
広告費支出	88,000	88,000	0
通信運搬費支出	1,156,606	1,179,137	△ 22,531
消耗什器備品費支出	74,222	474,290	△ 400,068
消耗品費支出	419,595	532,981	△ 113,386
修繕費支出	439,230	419,319	19,911
印刷製本費支出	1,448,457	150,612	1,297,845
光熱水料費支出	252,560	185,208	67,352
会場費支出	628,760	494,340	134,420
賃借料支出	6,256,638	5,925,838	330,800
支払手数料支出	6,350,823	6,869,573	△ 518,750
保険料支出	250,226	231,576	18,650
租税公課支出	139,136	87,648	51,488
委託費支出	814,000	184,259	629,741
雑支出	333,898	925,833	△ 591,935
事業活動支出計	605,216,589	564,368,841	40,847,748
事業活動によるキャッシュ・フロー	131,843,661	170,298,083	△ 38,454,422
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
基本財産取崩収入	199,700,900	165,950	199,534,950
基本財産投資有価証券売却収入	100,000,000	0	100,000,000
基本財産普通預金取崩収入	99,700,900	165,950	99,534,950
特定資産取崩収入	788,615,097	3,767,007,152	△ 2,978,392,055
退職給付引当資産取崩収入	396,236	219,160	177,076
入居者生活支援制度積立預金取崩収入	22,440	0	22,440
長期保険料積立預金取崩収入	357,515,770	1,426,808,803	△ 1,069,293,033
長期保険料積立有価証券償還収入	130,190,370	200,000,000	△ 69,809,630
保証事業引当預金取崩収入	77,781	501,335,902	△ 501,258,121
保証事業引当有価証券償還収入	0	440,000,000	△ 440,000,000
保証事業積立預金取崩収入	200,000,000	598,148,287	△ 398,148,287
保証事業積立有価証券償還収入	100,000,000	600,000,000	△ 500,000,000
サービス第三者評価事業調査研究積立資産取崩収入	412,500	495,000	△ 82,500
投資活動収入計	988,315,997	3,767,173,102	△ 2,778,857,105
2. 投資活動支出			
基本財産取得支出	199,575,000	0	199,575,000
基本財産投資有価証券取得支出	99,575,000	0	99,575,000
基本財産普通預金預入支出	100,000,000	0	100,000,000
特定資産取得支出	914,768,229	3,875,914,354	△ 2,961,146,125
退職給付引当資産取得支出	2,616,220	2,975,265	△ 359,045
長期保険料積立預金預入支出	258,120,960	784,215,624	△ 526,094,664
長期保険料積立有価証券取得支出	0	300,000,000	△ 300,000,000
保証事業引当預金預入支出	222,061,099	951,534,315	△ 729,473,216
保証事業引当有価証券取得支出	0	700,000,000	△ 700,000,000
保証事業積立預金預入支出	131,969,950	537,189,150	△ 405,219,200
保証事業積立有価証券取得支出	300,000,000	600,000,000	△ 300,000,000
固定資産取得支出	10,986,470	1,711,600	9,274,870
什器備品購入支出	261,470	0	261,470
ソフトウェア取得支出	10,725,000	1,711,600	9,013,400
投資活動支出計	1,125,329,699	3,877,625,954	△ 2,752,296,255
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 137,013,702	△ 110,452,852	△ 26,560,850
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0
Ⅳ 現金及び現金同等物の増減額	△ 5,170,041	59,845,231	△ 65,015,272
Ⅴ 現金及び現金同等物の期首残高	240,865,341	181,020,110	59,845,231
Ⅵ 現金及び現金同等物の期末残高	235,695,300	240,865,341	△ 5,170,041

財務諸表に対する注記（案）

1. 重要な会計方針

「公益法人会計基準」（平成20年4月11日 最終改正令和2年5月15日 内閣府公益認定等委員会）を採用している。

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券については、償却原価法（定額法）を採用している。
満期保有目的債券以外のその他の有価証券のうち、時価のある有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価法を採用している。

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法を採用している。

（3）固定資産の減価償却の方法

建物附属設備・什器備品・ソフトウェア
定額法によっている。

（4）引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税の法定繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、期末退職金の要支給額を計上している。

（5）キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、流動資産に計上している手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値変動について僅少なりスクしか負わない取得日から6ヵ月以内に償還期限の到来する定期預金からなっている。

（6）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税込み方式によっている。

（7）その他財務諸表の作成に関する重要な会計方針

長期保険料等負債

入居者生活保証制度に基づいて会員より受領した拠出金を財源として、将来本協会が負担する保険料、事業費及び保証発動額に相当すると見込まれる額を長期保険料等負債として計上している。

保証事業等負債

入居者生活保証制度に基づく将来の保証業務を確実に履行するため、将来発生が見込まれるリスクに応じた追加の負債金額を保証事業等負債として計上している。

2. 追加情報

本協会は、従前、入居者生活保証制度（以下、「保証制度」という）に基づいて、将来発生すると見込まれる保険料を長期保険料負債として計上するとともに、将来発生する保証債務の履行に備えるために保証事業引当金を計上していた。しかし、保証制度の改正（2020年10月施行）、及び保証制度登録者の状況変化などを考慮し、保証制度に係るリスク要因の整理、並びに再評価を行い、当年度より、長期保険料等負債及び保証事業等負債を計上している。
なお、保証制度に基づき当協会が負う保証債務等の支払財源は、保証制度において会員より受領した拠出金である。従って、保証制度に基づき当協会が負う保証債務等の限度額は保証制度に係る資産の額となる。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	99,879,930	99,700,900	100,000,000	99,580,830
普通預金	120,070	100,000,000	99,700,900	419,170
小 計	100,000,000	199,700,900	199,700,900	100,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	34,245,877	2,616,220	396,236	36,465,861
入居者生活支援制度積立資産	57,549,869	0	22,440	57,527,429
貯蔵品	407,280	880,000	903,986	383,294
長期保険料等積立資産		2,060,152,306	0	2,060,152,306
長期保険料積立資産	2,652,433,400	0	2,652,433,400	0
保証事業等積立資産		7,742,185,604	0	7,742,185,604
保証事業引当資産	4,044,599,845	0	4,044,599,845	0
保証事業積立資産	2,639,940,482	0	2,639,940,482	0
サービス第三者評価事業調査研究積立資産	19,305,000	0	412,500	18,892,500
小 計	9,448,481,753	9,805,834,130	9,338,708,889	9,915,606,994
合 計	9,548,481,753	10,005,535,030	9,538,409,789	10,015,606,994

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
投資有価証券	99,580,830	(99,580,830)	(0)	－
普通預金	419,170	(419,170)	(0)	－
小 計	100,000,000	(100,000,000)	(0)	－
特定資産				
退職給付引当資産	36,465,861	－	－	(36,465,861)
入居者生活支援制度積立資産	57,527,429	(0)	(57,527,429)	－
貯蔵品	383,294	(383,294)	(0)	－
長期保険料等積立資産	2,060,152,306	－	－	(2,060,152,306)
保証事業等積立資産	7,742,185,604	－	－	(7,742,185,604)
サービス第三者評価事業調査研究積立資産	18,892,500	(0)	(18,892,500)	－
小 計	9,915,606,994	(383,294)	(76,419,929)	(9,838,803,771)
合 計	10,015,606,994	(100,383,294)	(76,419,929)	(9,838,803,771)

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	7,026,274	3,103,802	3,922,472
什器備品	5,558,555	5,269,661	288,894
合 計	12,584,829	8,373,463	4,211,366

6. 金融商品の状況に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

本協会の資産運用については、以下の基本原則に則り、これを行う。

- ①資産運用の基本は、第1に安全性、第2に流動性（換金性）、第3に収益性の順であること。
- ②資産運用は、善良なる管理者としての注意をもって行うこと。
- ③業務遂行にあたり、適正な経営に努めるため、定款及び関係法令に従い、運営を行うこと。
- ④運用する資産について、個別に、また総体としてのリスク把握に努め、その適切な対応を図ること。

本協会は、法人運営の財源の一部を運用益によって賄うため、債券、デリバティブ取引を組み込んだ複合金融商品により資産運用する。本協会が利用するデリバティブ取引は、デリバティブを組み込んだ複合金融商品（仕組債、仕組預金）のみであり、一定の金額を限度としている。なお、投機目的のデリバティブ取引は行わない。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券は、債券、デリバティブ取引を組み込んだ債券（仕組債）であり、発行体の信用リスク、市場リスク（金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスク）にさらされている。

なお、有価証券には、リスクが高いものとして、中途解約が著しく制約されていることにより、満期到来までに資金化することが極めて困難な流動性に乏しい債券（仕組債）1,506,984,690円が含まれている。

(3) 金融商品のリスクに係る管理体制

①資産運用管理規程に基づく取引

金融商品の取引は、理事会の承認を受けた「資産運用管理規程」に基づき行われる。（毎年、「資産運用管理規程」に基づき、資産運用委員会が「資産運用方針」を理事会に提出し、承認を受けている。）

②信用リスクの管理

債券及び仕組債については、発行体の信用情報や時価の状況を定期的に把握し、理事会に報告する。

7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
432回政保道路機債20年	99,580,830	100,190,000	609,170
1回パークレイズPLC債6年	99,943,930	100,130,000	186,070
1回ラボバンクサムライ債10年	100,000,000	100,530,000	530,000
1回BPCEサムライ劣後債10年	101,138,130	100,310,000	△ 828,130
1回クレディアグリコル劣後債9年	101,523,650	100,200,000	△ 1,323,650
1回クレディアグリコル劣後債9年	101,620,390	100,280,000	△ 1,340,390
ゴールドマンサックスグループ劣後債10年	100,054,850	99,190,000	△ 864,850
5回マスキューチュアル永久劣後債10年	100,000,000	101,860,000	1,860,000
4回クレディ・アグリコル劣後債7年	101,898,360	98,520,000	△ 3,378,360
ナットウェスト債11年	102,787,670	100,720,000	△ 2,067,670
57回ソフトバンクグループ債7年	100,000,000	97,706,700	△ 2,293,300
1回日本生命劣後債30年	100,000,000	100,800,000	800,000
2回かんぽ生命保険劣後債30年	100,000,000	93,880,000	△ 6,120,000
2回かんぽ生命保険劣後債30年	100,000,000	93,010,000	△ 6,990,000
3回ヒューリック劣後債37年	100,000,000	99,800,000	△ 200,000
1回中国電力劣後債40年	100,000,000	90,280,000	△ 9,720,000
2回三井住友海上火災保険劣後債60年	100,000,000	100,600,000	600,000
4回三井住友海上火災保険劣後債60年	100,000,000	99,250,000	△ 750,000
1回武田薬品工業劣後債60年	100,000,000	101,250,000	1,250,000
3回日本製鉄劣後債60年	200,000,000	195,580,000	△ 4,420,000
1回住友化学劣後債60年	100,000,000	94,270,000	△ 5,730,000
1回住友化学劣後債60年	100,000,000	95,036,600	△ 4,963,400
1回住友化学劣後債60年	100,299,360	95,036,600	△ 5,262,760
3回九州電力劣後債60年	100,000,000	94,610,000	△ 5,390,000
3回関西電力劣後債60年	100,000,000	93,270,000	△ 6,730,000
3回三菱UFJフィナンシャルグループ劣後債永久	200,000,000	204,262,000	4,262,000
5回三菱UFJフィナンシャルグループ劣後債永久	100,000,000	99,961,000	△ 39,000
7回三菱UFJフィナンシャルグループ劣後債永久	200,000,000	198,002,000	△ 1,998,000
9回三菱UFJフィナンシャルグループ劣後債永久	100,000,000	97,884,000	△ 2,116,000
10回三菱UFJフィナンシャルグループ劣後債永久	99,352,820	98,900,000	△ 452,820
5回みずほフィナンシャルグループ劣後債永久	100,000,000	99,290,000	△ 710,000
5回みずほフィナンシャルグループ劣後債永久	101,134,730	99,290,000	△ 1,844,730
5回みずほフィナンシャルグループ劣後債永久	101,482,800	98,120,000	△ 3,362,800
7回みずほフィナンシャルグループ劣後債永久	100,000,000	97,410,000	△ 2,590,000
7回みずほフィナンシャルグループ劣後債永久	100,301,760	96,190,000	△ 4,111,760
11回みずほフィナンシャルグループ劣後債永久	100,000,000	95,990,000	△ 4,010,000
13回みずほフィナンシャルグループ劣後債永久	100,000,000	92,050,000	△ 7,950,000
3回三井住友トラスト・ホールディングス債永久	100,000,000	99,200,000	△ 800,000
3回三井住友トラスト・ホールディングス債永久	100,836,110	99,200,000	△ 1,636,110
5回三井住友トラスト・ホールディングス債永久	100,000,000	97,560,000	△ 2,440,000
6回三井住友トラスト・ホールディングス債永久	100,000,000	96,740,000	△ 3,260,000
6回三井住友トラスト・ホールディングス債永久	100,000,000	95,464,100	△ 4,535,900
4回三井住友フィナンシャルグループ債永久	203,084,060	197,800,000	△ 5,284,060
4回三井住友フィナンシャルグループ債永久	100,000,000	99,570,000	△ 430,000
5回三井住友フィナンシャルグループ債永久	100,000,000	98,740,000	△ 1,260,000
8回三井住友フィナンシャルグループ債永久	100,000,000	90,730,000	△ 9,270,000
10回三井住友フィナンシャルグループ債永久	100,000,000	97,410,000	△ 2,590,000
1回第一生命ホールディングス債永久	100,000,000	96,066,400	△ 3,933,600
3回第一生命ホールディングス債永久	100,000,000	92,900,000	△ 7,100,000
3回第一生命ホールディングス債永久	100,000,000	93,340,000	△ 6,660,000
4回第一生命ホールディングス債永久	100,000,000	90,210,000	△ 9,790,000
4回第一生命ホールディングス債永久	100,000,000	90,810,000	△ 9,190,000
2回野村ホールディングス債永久	100,000,000	98,422,600	△ 1,577,400
3回野村ホールディングス債永久	200,000,000	191,907,200	△ 8,092,800
大和証券#11315 (日本製紙仕組債) 10年	100,000,000	96,420,000	△ 3,580,000
大和証券#13167 (商船三井仕組債) 10年	100,000,000	100,410,000	410,000
大和証券#13657 (ANZ銀行債) 10年	100,000,000	99,560,000	△ 440,000
大和証券#13996 (ANZ銀行債) 10年	100,000,000	99,260,000	△ 740,000
大和証券#14595 (パークレイズ債) 10年	100,000,000	96,190,000	△ 3,810,000
大和証券#15343 (パークレイズ債) 10年	100,000,000	96,740,000	△ 3,260,000
大和証券#15814 (パークレイズ債) 10年	100,000,000	96,130,000	△ 3,870,000
大和証券#16784 (ロイヤルバンクオブスコットランド債) 10年	100,000,000	98,480,000	△ 1,520,000
大和証券#22102 (ソフトバンククレジットリンク債) 5年	100,000,000	95,600,000	△ 4,400,000
大和証券#30092 (BNPパリバ債) 10年	100,000,000	89,500,000	△ 10,500,000
野村証券#59712 (パークレイズ債) 10年	100,000,000	90,520,000	△ 9,480,000
クレディアグリコル (パークレイズ債) 10年	100,000,000	95,074,000	△ 4,926,000
クレディスイス (ブルーデンシャル債) 10年	100,000,000	79,560,000	△ 20,440,000
モルガン・スタンレー債20年	102,340,410	108,990,000	6,649,590
メリルリンチ債23年	104,644,280	97,660,000	△ 6,984,280
合 計	7,422,024,140	7,189,823,200	△ 232,200,940

8. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
助成金	(公財) 日本財団	100,000,000	0	0	100,000,000	指定正味財産
合 計		100,000,000	0	0	100,000,000	

9. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として退職一時金制度を設けている。

(2) 退職給付債務及びその内訳

(単位：円)

退職給付債務	36,465,861
退職給付引当金	36,465,861

(3) 退職給付費用に関する事項

(単位：円)

勤務費用	2,616,220
退職給付費用	2,616,220

(4) 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末自己都合要支給額を基礎として計算している。

10. 資産除去債務関係

当協会は、本事務所オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しているが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来本事務所を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができない。
そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していない。

11. 指定正味財産から一般正味財産への振替の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
目的使用による振替額	903,986
基本財産受取利息の振替額	1,366,128
合 計	2,270,114

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引

(1) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている金額との関係は以下のとおりである。

(単位：円)

前期末		当期末	
現金預金勘定	240,865,341	現金預金勘定	235,695,300
預金期間が6ヵ月を超える定期預金	-	預金期間が6ヵ月を超える定期預金	-
現金及び現金同等物	240,865,341	現金及び現金同等物	235,695,300

(2) 重要な非資金取引

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

附属明細書（案）

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記「3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載しているため省略する。

2. 引当金の明細

（単位：円）

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	93,061	0	0	92,232	829
賞与引当金	5,760,940	5,476,548	5,760,940	0	5,476,548
退職給付引当金	34,245,877	2,616,220	396,236	0	36,465,861
保証事業引当金	4,044,599,845	0	162,668	4,044,437,177	0

（注）・貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、債権回収による取崩額（91,500円）及び一般債権の貸倒実績率による取崩額（732円）である（差額補充法）。

・保証事業引当金の「当期減少額（その他）」は、保証制度に係るリスク要因の整理及び再評価に伴う保証事業等負債の計上による取崩額である。

財産目録（案）

2023年3月31日現在

（単位：円）

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	現金預金	現金手許有高 普通預金（みずほ銀行銀座中央支店） 普通預金（三菱UFJ銀行本店、みずほ銀行銀座中央支店、ゆうちょ銀行） 普通預金（みずほ銀行銀座中央支店）	管理目的業務の運転資金として 管理目的業務の運転資金として 公益目的業務の運転資金として その他共済事業（収益事業等）の運転資金として	124,299 126,480,930 37,143,101 446,970
	前払費用	定期預金（みずほ銀行銀座中央支店） 定期預金（みずほ銀行銀座中央支店） 株式会社アイ・アンド・イー	管理目的事業の運転資金として 公益目的事業の運転資金として 事務所4月分賃借料であり、公益目的事業・その他共済事業（収益事業等）及び管理目的業務にまたがる前払費用	10,000,000 61,500,000 2,232,780
	未収収益	受取利息	管理目的業務に使用	44
	未収金	受取利息 正会員会費 賛同会員会費、審査料他	公益目的事業に使用 管理目的業務に使用 公益目的事業に使用	134 138,200 6,653,327
	棚卸資産	書籍（CD）	公益目的事業に使用	21,306
	貯蔵品	基礎知識 法人会員証 マスク	公益目的事業に使用 同上 同上	99,220 126,720 1,040,000
	立替金	郵便切手 後納郵便費用、為替手数料	管理目的業務に使用 その他共済事業（収益事業等）に使用	13,770 1,658
	貸倒引当金	会費の未収金に対するもの	管理目的業務に係る債権の回収不能見込額	△ 829
流動資産合計				246,021,630
(固定資産)	基本財産	投資有価証券	政府保証債1件	99,580,830
	特定資産	普通預金	三菱東京UFJ銀行銀座支店	419,170
		退職給付引当資産	定期預金（みずほ銀行銀座中央支店）	36,465,861
		入居者生活支援制度積立資産	定期預金（みずほ銀行銀座中央支店）	57,527,429
		貯蔵品	シルバー川柳	383,294
		長期保険料等積立資産		
		長期保険料等積立預金	普通預金（三菱UFJ銀行本店、） 定期預金（みずほ銀行銀座中央支店）	285,908,418
		長期保険料等積立有価証券	中国電力債他事業債13件	1,411,575,050
		前払金	三井住友海上火災保険株式会社 2023年度予納保険料	357,515,770
		未収収益	債券未収利息他	5,153,068
		保証事業等積立資産		
		保証事業等積立預金	普通預金（三菱UFJ銀行本店、三菱UFJ銀行銀座支店、三菱UFJ信託銀行本店、みずほ銀行銀座中央支店、三井住友銀行新橋支店） 定期預金（三菱UFJ銀行銀座支店、三菱UFJ信託銀行本店、みずほ銀行銀座中央支店、三井住友銀行新橋支店）	224,925,232 1,100,000,000
		保証事業等積立有価証券	日本生命債他事業債46件	6,394,758,260
		未収収益	債券未収利息他	22,502,112
	サービス第三者評価事業調査研究積立資産	定期預金（みずほ銀行銀座中央支店）	サービス第三者評価事業に使用する特定費用準備資金	18,892,500

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
その他 固定資産	建物附属設備	間仕切り、スライディングウォール等	公益目的保有財産であり、公益目的事業に使用	3,922,472
	什器備品	事務所内什器、家具、実習用備品等	公益目的保有財産であり、公益目的事業に使用	288,894
	ソフトウェア	事務所内	管理目的業務に使用	533,133
	保証金	株式会社アイ・アンド・イー	公益目的保有財産であり、公益目的事業に使用	17,626,597
			共有財産であり、うち70%は公益目的保有財産として公益目的事業に使用し、30%は管理運営に使用	15,832,440
固定資産合計				10,053,810,530
資産合計				10,299,832,160
(流動負債)				
	未払金	通信運搬費、光熱水料費他	管理目的業務で発生した費用の未払分	290,757
		委託費、通信運搬費、光熱水料費他	公益目的事業で発生した費用の未払分	12,903,755
		通信運搬費、光熱水料費他	その他共済事業(収益事業等)で発生した費用の未払分	98,639
	未払費用	社会保険料	給与・賞与引当金に対応する社会保険料の未払分	873,561
	前受金	会費に係るもの	2023年度会費の一部前受分	90,000
	1年以内支払予定 長期保険料等負債	入居者生活保証制度に係るもの	公益目的事業の入居者生活保証制度の保険料支払に備えたもの	411,157,337
	預り金	その他共済事業(収益事業等)に係るもの	その他共済事業(収益事業等)の費用支払に備えたもの	446,970
	仮受金	入居者生活保証制度に係るもの	公益目的事業の入居者生活保証制度の拠出金に係る仮受分	16,078,560
	賞与引当金	職員に対するもの	職員に対する賞与の支払いに備えたもの	5,476,548
流動負債合計				447,416,127
(固定負債)				
	退職給付引当金	職員に対するもの	職員に対する退職金の支払いに備えたもの	36,465,861
	長期保険料等負債	入居者生活保証制度に係るもの	公益目的事業の入居者生活保証制度における将来の保険料等支払見積額	1,648,994,969
	保証事業等負債	入居者生活保証制度に係るもの	公益目的事業の入居者生活保証制度における将来の保証金等支払見積額	7,742,185,604
固定負債合計				9,427,646,434
負債合計				9,875,062,561
正味財産				424,769,599

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会
理事会 御中

大 光 監 査 法 人

東京都新宿区

代 表 社 員 公認会計士
業 務 執 行 社 員

奥岡保夫

＜財務諸表等の監査＞

監査意見

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益社団法人全国有料老人ホーム協会の2022年4月1日から2023年3月31日までの2022年度の貸借対照表、損益計算書（公益認定等ガイドラインⅠ－5（1）の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書について監査し、あわせて、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜財産目録に対する監査＞

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 23 条の規定に基づき、公益社団法人全国有料老人ホーム協会の 2023 年 3 月 31 日現在の 2022 年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

2023年5月9日

公益社団法人全国有料老人ホーム協会

理事長 中澤 俊勝 殿

監事 土田 恵一 

監事 平尾 雅司 

私たち監事は、2022年4月1日から2023年3月31日までの2022年度における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人の独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第42条各号に掲げる事項）について、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類等（貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書、財産目録並びにキャッシュ・フロー計算書）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。

② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類等の監査結果

会計監査人大光監査法人の計算書類等の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

以上

「定款」改正

1. 決議事項

以下の通り、定款を改正することについてご承認を求めるもの。

なお、改正趣旨の（１）にお示しする「情報会員」資格の創設につきましては、本資料第４号議案の次にお示しする「参考資料」をご高覧ください。

2. 改正趣旨

（１）情報会員資格の設置（第７条関係）

- － 新設する情報会員制度を定義（運営している全ての有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の、居室数の合計が40室以下の事業主体）。

（２）費用負担について（第９条関係）

- － 昨年廃止した「入会金」を削除する
- － 現在規定している、会員にご負担をいただく「分担金」は、その想定もないため、削除する。

（３）会員の資格喪失条件の明確化（第１３条関係）

- － 会員の種別ごとに、どのような状況で会員資格を喪失するかについて明確化する。

例）正会員の場合

- ・登録ホームがすべて閉鎖・廃業したとき
- ・法人の解散等
- ・他の正会員全員が同意したとき
- ・会費の支払い滞納

（４）委員構成について、内規に譲る。（第４０条関係）

（５）その他、軽微な文言修正

3. 改正案

P. 59～P. 63 のとおり。

○改正案

現 行 規 定	改 正 理 由	改 正 案
第1条 (略) (使用用語等) 第2条 この定款において使用する用語は、次の各号に掲げる内容を示すものとする。 (1)「有料老人ホーム」とは、老人福祉法第29条に基づき届出を行うものをいう。 (2)「サービス付き高齢者向け住宅」とは、老人福祉法第29条に基づき有料老人ホームの届出を行わず、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(以下「高齢者住まい法」という。)に基づき登録した住宅をいう。 第3条～第6条 (略) (法人の構成員) 第7条 本協会に次の各号に掲げる会員を置く。 (1)正会員 老人福祉法第29条に基づき地方公共団体に設置届を受理された開設済有料老人ホームの事業主体、及びサービス付き高齢者向け住宅の事業主体であって、入会したもの。 (2)開設前会員 老人福祉法第29条に基づき地方公共団体に設置届を受理された、又は届出受理前の事前協議を行っている有料老人ホームの事業主体であって、入会したもの。	○サービス付き高齢者向け住宅の取り扱いについて、開設前後で正会員と開設前会員に区分する。	(法人の構成員) 第7条 本協会に次の各号に掲げる会員を置く。 (1)正会員 老人福祉法第29条に基づき地方公共団体に設置届を受理された開設済有料老人ホームの事業主体、及び<u>高齢者住まい法第5条第1項に基づき地方公共団体に登録した開設済サービス付き高齢者向け住宅の事業主体であって、入会したもの</u> (2)開設前会員 老人福祉法第29条に基づき地方公共団体に設置届を受理された、又は届出受理前の事前協議を行っている<u>開設前</u>有料老人ホームの事業主体、<u>及び高齢者住まい法第5条第1項に基づき地方公共団体に登録した、又は事前協議を行っている開設前サービス付き高齢者向け住宅の事業主体であって、入会したもの</u>

(3) 準会員 <u>本協会の事業に賛同する各種高齢者の住まい事業の事業主体であって、入会したもの</u>	○新たに「情報会員」資格を設置する。「別に定める」は会員規程を指し、ここでサービス内容を規定する。	(3) 準会員 本協会の事業に賛同する各種高齢者の住まい事業の事業主体であって、入会したもの
(4) 賛同会員 <u>第4条の事業目的に賛同して入会した法人又は団体であって、第一号から第三号の会員対象でないもの。</u> 2 前項第1号及び第2号の事業主体が協同設置者の場合、地方自治体に有料老人ホームの設置届を行ったすべての事業者で、入会した者全員をもって、1名の会員とみなす。 3 第1項の会員のうち正会員をもって、「一般社団法人又は一般財団法人に関する法律」（以下「法人法」という。）上の社員とする。 4 第1項の会員に係る本協会との権利義務等については、理事会において別に定める。 5 会員が協同設置者の場合、協同設置者は、当該協同設置者を構成する事業者の中から、会員としての権利を代表して行使する事業者（以下「代表事業者」という。）を定め、その名称を本協会に通知するものとする。 6 会員が協同設置者の場合、別に定めのない限り、本協会に対する会員としての権利は代表事業者が行使するものとし、本協会に対する会員としての義		(4) 情報会員 <u>老人福祉法第29条に基づき地方公共団体に設置届を受理された開設有料老人ホーム、及び高齢者住まい法第5条第1項に基づき地方公共団体に登録した開設サービス付き高齢者向け住宅の事業主体（ただし、運営している全ての当該有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の、居室数の合計が40室以下）であって、理事会において別に定めるサービスの利用を主たる目的として入会したもの</u> (5) 賛同会員 <u>本協会の事業目的に賛同して入会した法人又は団体であって、第1号から第4号の会員対象でないもの</u> 2 前項第1号及び第2号の事業主体が協同設置者の場合、地方自治体に有料老人ホームの設置届を行ったすべての事業者で、入会した者全員をもって、1名の会員とみなす。 3 第1項の会員のうち正会員をもって、「一般社団法人又は一般財団法人に関する法律」（以下「法人法」という。）上の社員とする。 4 第1項の会員に係る本協会との権利義務等については、理事会において別に定める。 5 会員が協同設置者の場合、協同設置者は、当該協同設置者を構成する事業者の中から、会員としての権利を代表して行使する事業者（以下「代表事業者」という。）を定め、その名称を本協会に通知するものとする。 6 会員が協同設置者の場合、別に定めのない限り、本協会に対する会員としての権利は代表事業者が行使するものとし、本協会に対する会員としての義

務は、協同設置者を構成する各事業者が連帯して負うものとする。 第8条（略） （経費の負担） 第9条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、<u>会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。</u> 2 <u>入会金及び会費等費用の納入方法及び納入期日等の必要事項並びに分担金の使途は、総会において別に定める。</u>	○第1項で会費納入義務を規定し、第2項で会費の額、支払方法を別に定める（会費等規則）旨を規定する。 ○昨年度に「入会金」を廃したので削除する。 また、分担金は実施事業における参加会員の受益者負担分のことであり、総会決議事項には当たらない。	務は、協同設置者を構成する各事業者が連帯して負うものとする。 （<u>会費</u>の負担） 第9条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、<u>会員は毎年、会費を支払う義務を負う。</u> 2 <u>前項の会費の額、納入方法及び納入期日等の必要事項は、総会において別に定める。</u>
第10条～第12条（略） （会員の資格喪失） 第13条 第10条又は第11条の場合のほか、<u>会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</u> （1）正会員（開設前会員）が開設する有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅のすべてが、以下のいずれかに該当したとき ア. 有料老人ホームの老人福祉法に基づく事業廃止 イ. サービス付き高齢者向け住宅の高齢者住まい法に基づく廃業又は登録抹消 （2）会員が解散又は会社整理、破産若しくは特別清算の開始の申立てがなされたとき （3）正会員全員が同意したとき （4）<u>会員が1年継続して会費の支払いを怠ったとき</u>	○新たな「情報会員」についても追加する。	（会員の資格喪失） 第13条 第10条又は第11条の場合のほか、<u>会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</u> （1）正会員、<u>開設前会員においては、本協会に登録した有料老人ホーム、又はサービス付き高齢者向け住宅の全てが、情報会員においては運営する有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅の全てが、以下のいずれかに該当したとき</u> ア. 有料老人ホームの老人福祉法に基づく事業廃止 イ. サービス付き高齢者向け住宅の高齢者住まい法に基づく廃業又は登録抹消 （2）会員が解散又は会社整理、破産若しくは特別清算の開始の申立てがなされたとき （3）正会員全員が同意したとき

2 第1項の規定に関わらず、会員である協同設置者を構成する一部の事業者が前項第3号に該当する場合にも、当該協同設置者を構成する他の事業者により有料老人ホーム事業の運営が継続する場合には、当該協同設置者は会員資格を喪失しない。 3 資格を喪失した会員に未履行の義務があるときは、その義務を履行しなければならない。 第14条～第39条（略）	○「1年」の範囲を明確化したうえで、会費未納に対してはその金額を問わず、翌年度4月15日にまでに完納しなければ会員資格を喪失するものとする。	(4) <u>正会員又は開設前会員が、毎事業年度末日までに第9条第2項に定める会費の支払いを怠り、かつその滞納分を翌年度の4月15日までに支払わなかったとき</u> (5) <u>準会員、情報会員、又は賛同会員が、本協会の指定した納入期限までに会費を支払わなかったとき</u> 2 第1項の規定に関わらず、会員である協同設置者を構成する一部の事業者が前項第3号に該当する場合にも、当該協同設置者を構成する他の事業者により有料老人ホーム事業の運営が継続する場合には、当該協同設置者は会員資格を喪失しない。 3 資格を喪失した会員に未履行の義務があるときは、その義務を履行しなければならない。
(委員会の設置) 第40条 本協会は、委員会等を、理事会の決議により設けることができる。 2 委員会等の委員は、理事、有識者、経験者、及び会員のうちから、理事会が委嘱する。 3 委員会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。 (財産の構成) 第41条 本協会の財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。 (1) <u>入会金及び会費</u> (2) <u>入居者生活保証制度への拠出金</u> (3) <u>事業に伴う収入</u> (4) <u>財産から生じる収入</u>	○委員構成については、委員会規程で規定する。 ○2022年度に入会金を廃止したので、第1号を修正する。	(委員会の設置) 第40条 本協会は、委員会等を、理事会の決議により設けることができる。 2 委員会等の委員は、<u>理事会が選任する。</u> 3 委員会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。 (財産の構成) 第41条 本協会の財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。 (1) <u>会費</u> (以下、略)

(5) 寄付金品 (6) その他の収入 第42条～第56条 (略) 附 則 1 この定款の施行は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める、公益法人の設立の登記の日から施行する。 2 この定款の施行に伴う本協会の最初の代表理事は福山宣幸及び市原俊男とする。 3 この定款の施行に伴う本協会の最初の会計監査人は、監査法人薄衣佐吉事務所とする。 4 第1項の法律に定める特例民法法人の解散登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定に係わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。 5 この定款の変更は、平成27年6月18日から施行する。 6 この定款の変更は、令和2年6月11日から施行する。 7 この定款の変更は、令和4年6月16日から施行する。ただし、第18条の規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が改正施行された日から効力を生ずる		附 則 8 この定款の改正は、2023年6月15日から施行する。
---	--	--

「会費等規則」改正

1. 決議事項

本総会に上程する「定款」改正案第9条第2項に定める本規則に関し、以下の通り改正することについてご承認を求めるもの。

2. 改正趣旨

(1) 規定の形式をすべて条文化し、会員ごとの規定を項目ごとの規定に変更する。

①項番形式を条文形式に変更する。

現行	I	1	(1)	①
改正案	条	項	号	① 等

②会員種別ごとの規定を、項目ごとの規定に変更する。

現行	(正会員) (1)会費、(2)基準日、(3)納入方法 (開設前会員) (1)会費、(2)基準日、(3)納入方法 (準会員) (1)会費、(2)基準日、(3)納入方法 (開設前会員) (1)会費、(2)基準日、(3)納入方法
改正案	(会費・基準日) (1)正会員・開設前会員 (2)準会員 (3)情報会員 (4)賛同会員 (会費の納入方法) 等

(2) 新たな「情報会員」について、会費額を設定する。(第2条(3))

- － 情報会員のうち、運営している有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の居室数の合計が、1～30室の者は30,000円、31～40室の者は40,000円とする。
- － これは、正会員と異なり、情報提供サービスを主目的とする小規模な事業主体の会費額を設定するもの。

(3) すべての会員資格について、会費納入を一括払いとする。(第3条)

- － 会費納入における会員の支払手数料と事務手続きを簡素化するため、従来四半期ごとの納入としてきたが、今後は一括納入とする。
- － ただし、現時点の正会員については、2025年までの間、希望により分納を可能とする。

(4) 年度途中の入会、又は退会時の取り扱いを明確化する。(第4条、第5条)

- － 会費納入方法の変更に伴い、年度途中に入会した場合は期末までの残り月数に応じた会費額とする。
- － 退会の事由(任意退会、除名、資格喪失、等)による退会日の明確化を図る。

(5) その他、軽微な文言修正

3. 改正案

P. 65～P. 71 のとおり。

○改正案

現 行 規 定	改 正 理 由	改 正 案
本規則は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「本協会」という。）の定款第9条の規定に基づき、本協会に対する会員の費用負担について具体的な内容を定めることを目的とする。 なお、本規則により生じる会員の費用負担義務について、会員が協同設置者（複数の事業者が協同して有料老人ホーム事業を運営するものとして地方自治体に設置届を提出し、受理されたものをいう。以下同様。）の場合は、協同設置者を構成するすべての事業者で会員1名分の費用を連帯して負担するものとする。なお、納入の手続は、当該協同設置者を構成する事業者において定めた代表事業者が本規則の定めに従って行うこととする。 また、本協会が会員である協同設置者に会費を返還する場合には、代表事業者に対して支払うものとする。 I. 会員が負担する費用 1. 入居者生活保証制度加入審査料 ①正会員または開設前会員は、入居者生活保証制度加入審査等規程に定めるところにより、審査料を支払うものとする。 ②納入期限は、理事会における承認日の属する月の翌月の応当日までとする。 2. 年会費額 定款第9条に定める会員の年会費額は以下の通りとする。ただし、請求時点において100円未満の金額は切り捨てて計算する。 (1) 正会員会費 ①基本会費（会員単位）	○項番規定を条番化する。 ○「協同設置者」については、第6条として規定する。 ○入居者生活保証制度関係は、第8・9条に規定する。 ○分納による会費の合計額と、年額を一致させるため、単位を変更。 ○開設前会員について、正会員の規定に統合する。	<u>(目的)</u> <u>第1条</u> 本規則は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下、「本協会」という。）の定款第9条の規定に基づき、本協会に対する会員の費用負担について具体的な内容を定めることを目的とする。 (なお書きを削除) (年会費額) <u>第2条</u> 定款第9条に定める会員の年会費額は以下の通りとする。ただし、請求時点において <u>10円未満</u> の金額は切り捨てて計算する。 (1) 正会員 <u>及び開設前会員</u> <u>①正会員の年会費は、当該会員が本協会に登録した有料老</u>

室数合計が、 1～30 の場合 116,000 円／年
 室数合計が、 31～40 の場合 130,000 円／年
 室数合計が、 41～50 の場合 228,000 円／年
 室数合計が、 51 以上の場合 391,000 円／年
 ②室数加算会費

室数加算（1 事業者単位で、専用居室の数により、次表の加算を行う。）

〔室数加算表〕

室 数	加算額(円)	室 数	加算額(円)
1～30	4,000	481～540	201,000
31～40	12,000	541～610	226,000
41～50	16,000	611～680	256,000
51～70	21,000	681～750	285,000
71～100	29,000	751～830	315,000
101～130	42,000	831～910	348,000
131～170	54,000	911～1000	382,000
171～210	71,000	1001～1100	420,000
211～260	88,000	1101～1300	462,000
261～310	109,000	1301～1600	546,000
311～360	130,000	1601～2000	672,000
361～420	151,000	2001～2500	840,000
421～480	176,000	2501～	1,050,000

○分譲型ホームを登録する正会員の取り扱いについては別規程とする。

○会費表について、基本会費と室数加算会費の合計額を表示し、分かりやすくまとめる。

人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（以下、本協会に登録された有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を「登録ホーム」という。）の室数に応じて定められた、次表の基本会費と室数加算会費の合計額とする。

ただし、正会員のうち、運営する高齢者向け分譲住宅を 2013 年 3 月 31 日以前に登録した正会員の年会費は、別に定める。

②開設前会員の年会費は、当該会員の登録ホームの室数に応じて算出される正会員の年会費の 2 分の 1 の額とする

登録ホーム 室数合計	正会員 年会費	室数加算 会費		開設前会員 年会費
		基本会費	室数加算 会費	
1 ～ 30	120,000	116,000	4,000	60,000
31 ～ 40	142,000	130,000	12,000	71,000
41 ～ 50	244,000	228,000	16,000	122,000
51 ～ 70	412,000	391,000	21,000	206,000
71 ～ 100	420,000	391,000	29,000	210,000
101 ～ 130	433,000	391,000	42,000	216,500
131 ～ 170	445,000	391,000	54,000	222,500
171 ～ 210	462,000	391,000	71,000	231,000
211 ～ 260	479,000	391,000	88,000	239,500
261 ～ 310	500,000	391,000	109,000	250,000
311 ～ 360	521,000	391,000	130,000	260,500
361 ～ 420	542,000	391,000	151,000	271,000
421 ～ 480	567,000	391,000	176,000	283,500
481 ～ 540	592,000	391,000	201,000	296,000
541 ～ 610	617,000	391,000	226,000	308,500
611 ～ 680	647,000	391,000	256,000	323,500
681 ～ 750	676,000	391,000	285,000	338,000
751 ～ 830	706,000	391,000	315,000	353,000
831 ～ 910	739,000	391,000	348,000	369,500
911 ～ 1,000	773,000	391,000	382,000	386,500
1,001 ～ 1,100	811,000	391,000	420,000	405,500
1,101 ～ 1,300	853,000	391,000	462,000	426,500
1,301 ～ 1,600	937,000	391,000	546,000	468,500
1,601 ～ 2,000	1,063,000	391,000	672,000	531,500
2,001 ～ 2,500	1,231,000	391,000	840,000	615,500
2,501 ～	1,441,000	391,000	1,050,000	720,500

○現行規定を「室数変更」と「開設前会員から正会員への移行」とに分割して規定する。 ○すべての会員の年会費を一括払いとし、現行規定の各「会費の納入」を、第3条に集約する。 ○協会の公益認定前の分譲型運営事業者について、特例として規定し、会費額は別規程に定める。 ○新たな「情報会員」について規定する。	③正会員及び開設前会員の年会費額は、前年度末日時点での登録ホームの室数を基準とする。 なお、年度途中で登録ホームの室数に変更が生じた場合は、遅滞なく本協会に変更事項を届け出るものとし、当該変更日の属する月の翌月分より変更後の室数を基準とする。 ④年度途中に開設前会員から正会員に資格の変更が行われた場合、正会員への変更が承認された日の属する月の翌月分より正会員会費を適用するものとし、納入済みの開設前会員会費との差額分を、承認日の属する月の翌月末までに納入する。 (2) 準会員 準会員の年会費額は、100,000円とする。 ただし、2013年3月31日以前に入会した高齢者向け分譲住宅を運営する事業主体（以下、「特例事業者」という。）の年会費は、別に定める。 (3) 情報会員 ①情報会員の年会費額は、当該会員が運営している全ての有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の居室数の合計（以下「総居室数」という。）に応じて、次表のとおりとする。 <table><tr><th>総居室数</th><th>年会費</th></tr><tr><td>1室以上30室以下</td><td>30,000円</td></tr><tr><td>31室以上40室以下</td><td>40,000円</td></tr></table> ② 情報会員の年会費額は、前年度末日時点での総居室数を基準とするものとし、毎年度の4月15日までに、前年度末日時点の総居室数を本協会へ報告するものとする。	総居室数	年会費	1室以上30室以下	30,000円	31室以上40室以下	40,000円
総居室数	年会費						
1室以上30室以下	30,000円						
31室以上40室以下	40,000円						

(3) 準会員会費 100,000 円
 納入については、開設前会員と同様に行う。

(4) 賛同会員会費 100,000 円
 ①納入については、理事長により入会が承認された日の属する月の翌月に1年分の会費を一括納入する。以降、毎年同月に1年分の会費を一括納入する。
 ②退会した場合、納入済の会費は返還しない。

○会費の納入方法、退会時の会費の取り扱いについて、すべての会員資格をまとめ、各別に規定する。

○納入方法を一括化し、一定期間は希望に就き分納とする。

※本規程改正日以前の正会員について、2023年度は期中の変更となるため従来通りの納入、また2024年度から2年間の経過措置（希望により分割払い可）を規定する。

○事業年度の期間を規定する。

る。

③ 年度途中に正会員への資格の変更が行われた場合は、正会員入会が承認された日の属する月の翌月分より正会員会費を適用するものとし、納入済みの情報会員会費との差額分を、承認日の属する月の翌月末までに納入する。

(4) 賛同会員
 賛同会員の年会費は、100,000 円とする。

(会費の納入)

第3条 会員は、毎年5月末までに、当該年度（4月から翌年3月）の年会費を一括して納入するものとする。

2 2023年6月15日以前に入会した正会員については、経過措置として、分納による会費の納入を可とする。

(1) 2023年度の会費
 2023年度会費の一括納入を届け出た会員以外は、四半期毎に分納とする。

(2) 2024年度及び2025年度の会費
 会員の希望により四半期毎に分納することもできるものとし、分納を希望する会員は、当該年度の4月15日までに本協会へその旨を届け出るものとする。

(3) 分納による納入方法は下記のとおりとする。

適用期日	請求書発送日	納入期限
第1四半期 (4～6月)	4月25日	5月末日
第2四半期 (7～9月)	7月25日	8月末日
第3四半期 (10～12月)	10月25日	11月末日
第4四半期 (1～3月)	1月25日	2月末日

3 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年

○すべての会員について、事業年度途中入会時の会費の取り扱いを規定する。	3月31日に終わる。 <u>(年度途中の入会における年会費の取り扱い)</u> <u>第4条</u> 年度途中に入会した会員の当該年度の年会費は、入会が承認された日の属する月の翌月から年度末までの月数分とし、入会が承認された日の属する月の翌月末までに一括して納入するものとする。	(5) 退会した場合の会費負担基準 正会員、開設前会員、準会員が本協会を退会する場合は、所定の退会届出書が本協会に到達した日が属する月までの会費を当該会員が負担するものとし、月割りで精算する。
○定款第9条から「分担金」を削除することに伴い、本規定を削除する。 ○協同設置者について、現行規定から移設する。	○会員別に、退会における会費負担を明確化する。 (退会した場合の会費負担基準) <u>第5条</u> 正会員及び開設前会員が本協会を退会する場合は、次の各号の退会日が属する月までの会費を当該会員が負担するものとし、月割りで精算する。 <u>(1) 任意退会の場合は、所定の退会届に記入された退会日、又は退会届が本協会に到達した日のいずれか遅い日</u> <u>(2) 除名の場合は、除名が決議された日</u> <u>(3) 資格喪失の場合は、資格喪失に該当した日</u> <u>2 準会員、情報会員及び賛同会員が退会する場合は、退会した年度の納入済の会費は返還しない。</u> <u>ただし、特例事業者については、前項の規定に準ずる。</u> <u>(削除)</u> <u>(協同設置者の会費)</u> <u>第6条</u> 会員が協同設置者(複数の事業者が協同して有料老人ホーム事業を運営するものとして地方公共団体に設置届を提出し、受理されたものをいう。以下同様。)の場合は、協同設置者を構成するすべての事業者で会員1名分の費用を連帯して負担するものとする。なお、納入の手続きは、当該協同設置者を構成する事業者において定めた代表事業者が本規則の定めに従って行うこととする。	4. 分担金 定款第9条に定める分担金の納入方法については、その発生月に請求する。

5. 会費の公益目的事業会計への配賦 正会員会費については、50%以上を公益目的事業会計に配賦する。 ※ (再 掲) Ⅱ. 入居者生活保証制度関係費用について 会員が入居者生活保証制度に入居者を登録しようとする場合は、入居者生活保証制度業務方法書に定める拠出金を支払わなければならない。		<u>2</u> 本協会が、会員である協同設置者に会費を返還する場合には、代表事業者に対して支払うものとする。 (会費の公益目的事業会計への配賦) <u>第7条</u> 正会員会費については、50%以上を公益目的事業会計に配賦する。 (入居者生活保証制度審査料) <u>第8条</u> <u>入居者生活保証制度へ加入し、又は入居者生活保証制度加入者が新たに有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を登録した場合、入居者生活保証制度加入審査等規程に定めるところにより、審査料を支払うものとする。</u> <u>2</u> <u>前項の審査料の納入期限は、理事会にて承認された日の属する月の翌月末までとする。</u>
Ⅲ. 振込手数料 上記Ⅰ及びⅡの費用に係る振込手数料は、会員が負担する。 Ⅳ. 本規則の改廃は、総会において行なう。	○分納の特例期間終了日を規定する。	(入居者生活保証制度拠出金) <u>第9条</u> 会員が入居者生活保証制度に入居者を登録しようとする場合は、入居者生活保証制度業務方法書に定めるところにより拠出金を支払わなければならない。 (振込手数料) <u>第10条</u> <u>上記の費用に係る振込手数料は、会員が負担する。</u> (規程の改廃) <u>第11条</u> 本規則の改廃は、総会において行う。
附 則 1. 本規則は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会設立の登		附 則 1 本規則は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会設立

記の日（平成25年4月1日）から施行する。 2. 本規則の施行日において、正会員が開設前の有料老人ホームを登録している場合、当該ホームに係る室加算会費は、平成25年12月31日までの間、2分の1額を適用する。 3. 本規則の改正は、平成25年6月20日から施行する。 4. 本規則の改正は、平成26年4月1日から施行する。 5. 本規則の改正は、平成27年4月1日から施行する。 6. 本規則の改正は、平成28年4月1日から施行する。 7. 本規則の改正は、平成29年6月15日から施行する。 8. 本規則の改正は、2019年6月13日から施行する。 9. 本規則の改正は、2020年6月11日から施行する。 10. 本規則の改正は、2022年6月16日から施行する。		の登記の日（<u>2013</u>年4月1日）から施行する。 2 本規則の施行日において、正会員が開設前の有料老人ホームを登録している場合、当該ホームに係る室加算会費は、<u>2013</u>年12月31日までの間、2分の1額を適用する。 3 本規則の改正は、<u>2013</u>年6月20日から施行する。 4 本規則の改正は、<u>2014</u>年4月1日から施行する。 5 本規則の改正は、2015年4月1日から施行する。 6 本規則の改正は、2016年4月1日から施行する。 7 本規則の改正は、2017年6月15日から施行する。 8 本規則の改正は、2019年6月13日から施行する。 9 本規則の改正は、2020年6月11日から施行する。 10 本規則の改正は、2022年6月16日から施行する。 <u>11 本規則の改正は、2023年6月15日から施行する。ただし、2026年4月1日をもって、本規則から第3条第2項を削除する。</u>
--	--	---

「情報会員制度」設置の件

1. 第3号議案「定款改正案」、及び第4号議案「会費等規則改正案」の提出に至った背景

現在の会員資格には4種類（正会員・開設前会員・準会員・賛同会員／下表ご参照）があるが、従来から接触の少なかった比較的小規模の事業主体に協会が積極的にかかわることを目的に、新たな会員資格として、協会からの情報提供サービスを主な目的とする「情報会員」資格制度を創設したい。

そのため、新たな会員資格の設置に伴い、「定款」及び「会費等規則」の改正案をご提出するものである。

2. 「情報会員」の概要

(1) 会員資格上の位置づけ（定款改正）

○現行の4種類から5種類へ変更したい。

種 別	現 行 定 款	改 正 案
正会員	届出済かつ開設済ホーム事業者、登録済かつ開設済みのサ高住事業者	(同 左)
開設前会員	届出段階の開設前ホーム事業者	届出段階の開設前ホーム事業者、登録済または事前協議中の開設前サ高住事業者
準会員	協会の事業に賛同して入会した各種高齢者の住まい事業の事業主体（特養、GH等）	(同 左)
情報会員 (新設)		協会が行うサービス（の一部）利用を主目的として入会した、居室数の合計が40室以下の開設済ホームの事業主体
賛同会員	協会の事業目的に賛同して入会した法人又は団体（企業等）	(同 左)

(2) 情報会員の位置づけ（定款改正～会員規程で明確化）

○情報会員は総会の議決権を有さず、協会から情報提供を受けることを主たる目的とする会員資格である。

サービス体系	正会員向け	情報会員向け
①保証制度加入等	○	×
②会員ホームの広報	○	×
③品質向上	○	△
④情報提供	○	○

※①「保証制度加入等」 入居者生活保証制度、入居者生活支援制度、等

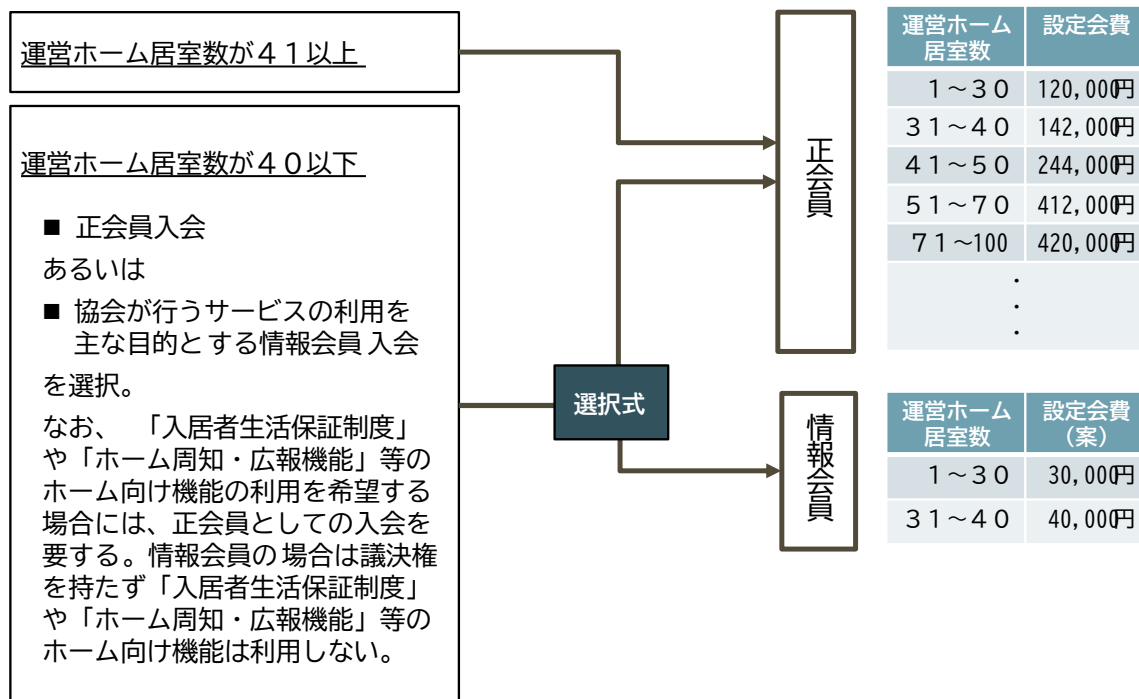
②「会員ホームの広報」 協会HPでの登録ホームPR、入居者募集セミナーへの参加、等

③「品質向上」 サービス第三者評価の受審、あんしん宣言ホームのPR、地域活動への参画、等

④「情報提供」 セミナーや協会通信等を通じた情報提供、介護保険・指導指針に関する相談等

(3) 情報会員の年会費額（会費等規則改正）

○年会費額については正会員に比して「情報提供」を主目的とする会員資格であり、かつ「介護経営実態調査」の収支差率から、月払いホームで支払い可能と考えられる金額を設定したい。



以上